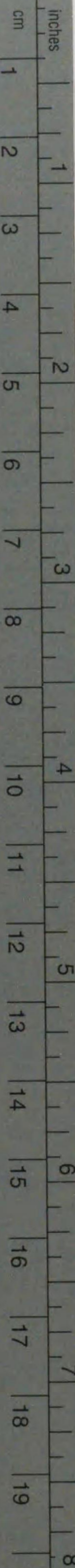


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

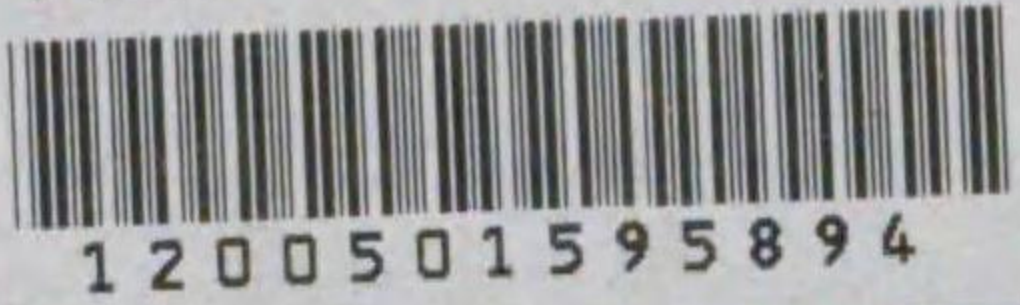
© Kodak, 2007 TM: Kodak



756


128

756-128



1200501595894

複製





醫學博士 二木謙三著

古事記神代篇の正しき解釋

大日本養正會藏版



發行所寄贈本

聖壽萬歲
寶祚無窮
萬邦和協
天下泰平

天武天皇詔敕

朕聞ク諸家ノ賚モタラス所ノ帝紀及本辭既ニ
正實ヲ違ヒ多ク虚偽ヲ加フ今ノ時ニ當
リテ其ノ失ヲ改メズンバ未ダ幾年ヲ經
ズシテ其ノ旨滅ビント欲ス斯レ乃チ邦
家ノ經緯王化ノ鴻基ナリ故カレ惟コトニ帝紀ヲ撰
錄シ舊辭ヲ討タツ覈カクシ偽ヲ削リ實ヲ定メテ
後葉ニ流ツタヘント欲ス

序

古事記は天武天皇の詔敕に基き太安萬侶おほのやすまろ及び稗田阿禮ひえだのあれが三十年を費して撰録し之を元明天皇に奉りたるもので、斯れ乃ち邦家の經緯、王化の鴻基なるが故に、偽を削り實を定めて之を後世に傳へんとて成されたるものなるにより、之れ固より歴史的の事實と看做すべきもので、徒らに神話、童話又は寓話として之を看過すべきものではない。併も之れが日本最古の唯一の歴史で、之より古い正史は他に之れなきにより、古き神代の事柄等ことばに關しては後世の著作を信ずるよりも先づ本書を信じなければならぬのである。又此の書は日本本來の面目、即ち古昔朝鮮及び支那の文化、近來又歐米の文化の我が國に混入せざる以前の、日本特有の神代の文化を知り得る唯一の資料なるを以て謹んで正しく之を解釋して、之を廣く中外に知らし

むべきものである。而して之に對する余の解釋の骨子は敢へて古事記本文の漢字の意義に捕はるゝことなく、精しく一音一義の大和言葉を其の本文に當て篋めて之を讀みたるに外ならぬのである。詳細は其の各章に就いて精査せられんことを望む。又切に御高教を冀ふ次第である。

昭和十三年三月

二 木 謙 三

古事記神代篇の正しき解釋

目 次

第一章	天御中主神 <small>アメノミナカヌシノカミ</small>	一
第二章	高ミムスビノ神、神ムスビノ神 <small>タカ</small>	六
第三章	ウマシ葦牙ヒコヂノ神 <small>アシカビ</small>	一三
第四章	天之常立神、國之常立神 <small>アメノトコタチノカミクニノトコタチノカミ</small>	一六
第五章	豊雲ヌノ神 <small>トヨクモ</small>	二〇
第六章	ウヒヂニノ神、スヒヂニノ神.....	二三
第七章	ツヌグヒノ神、イクグヒノ神.....	二六
第八章	大殿ヂノ神、大殿ベノ神 <small>オホトノカミオホトノカミ</small>	三〇
第九章	面タルノ神、アヤ畏ネノ神 <small>オモカミカシコカミ</small>	三三
第十章	イザナギノ神、イザナミノ神.....	三六

第十一章	タダヨヘル國ヲツクリカタメナセ	三九
第十二章	島々御檢分	四五
第十三章	司々ヲ置カル	五四
第十四章	同上續キ、竝イザナミノ命神避マス	六三
第十五章	木ノ一ツケニカヘツルカモ	五九
第十六章	山火伐攘	七四
第十七章	同上續キ	七九
第十八章	ヨシミノ國	八四
第十九章	同上續キ	九〇
第二十章	ミソギハラヒ	九六
第二十一章	同上續キ	一〇三
第二十二章	天照大御神、月夜見命、スサノ男命	一〇九
第二十三章	大御神ノ男タケビ	一一五

第二十四章	誓約	一二三
第二十五章	勝荒	一二九
第二十六章	岩戸コモリ	一三五
第二十七章	岩戸開キ	一四三
第二十八章	同上續キ、天ウズメノ命	一四七
第二十九章	神ヤラヒ、食物乞	一五二
第三十章	オロチ討伐	一五七
第三十一章	我が御子ノ知サン國、言ムケヤワシ	一六六
第三十二章	同上續キ	一七三
第三十三章	建ミカヅチノ男神	一七七
第三十四章	國土返上	一八四
第三十五章	天孫降臨	一九一
第三十六章	同上續キ、サルタ彦神	一九五

第三十七章 同上 續キ……………一九九

第三十八章 高千穂ノ宮造ヨリ神ヤマトイハレ彦命ニ至ル……………二〇三

結びの言葉……………二一

古事記神代篇の正しき解釋

第一章 天之御中主神

古事記本文



アメツチノハジメノ時高天原ニナリマセル神ノ御名ハ、

天ノ御中主神 次ニ

タカミムスビノ神 次ニ

カミムスビノ神 (中略) 次ニ

ウマシアシカビヒコチノ神 次ニ

天ノ常立神 (中略) 次ニ ナリマセル神ノ名ハ、

國ノ常立神 次ニ

トヨクモヌノ神 (中略) 次ニ ナリマセル神ノ名ハ、

ウヒチニノ神	次ニ	妹	スヒチニノ神	次ニ
ツヌグヒノ神	次ニ	妹	イクグヒノ神	次ニ
大殿チノ神	次ニ	妹	大殿ベノ神	次ニ
オモタルノ神	次ニ	妹	アヤカシコネノ神	次ニ
イザナギノ神	次ニ	妹	イザナミノ神	(下略)

註釋

普通行はれて居る解釋によればアメツチノハジメノ時を天地開闢の時と解し、即ち何んにもない宇宙空漠の中に太陽や地球が初めて出来た時と云ふ様に解すれども、夫れは受け取れぬ話で、そんな時もあつたかも知れないが、そんな時の事を見て居つて歴史に傳へる人があらう譯はない。其れは歴史の読み方ではない。本當の讀み方は次の如くでなければならぬ。

日本古代言語の研究に基いて、私は日本人は原始の原始より日本國に居住して居つた所謂ハエヌキの人種であつたと考へる。(日本人種の起源新説を参照) 日本も原

天地の認識

初は端見

始的に初めは蒙昧であつたが、夫れが漸次に人智が發達して人は『天地を始めて理解する様になつた時』と申すことである。どうしてさうなるかと申せば、ハジメはハシミ(端見)で天地を見始め、知り始め、認識し初めた時と申すことである。其の時にアメノミナカヌシノ神タカミムスビノ神等が御出になつたと申すことで其の神々が同時代に在られたことやら、又次ぎ々と例ば第一代、第二代、第三代と續かれたことやら、又第一代、第八代、第十代等飛び々に御現はれなつたことやらは全く分らない。夫れはどうでも宜しい。それは日本の本態を研究するのに何も障りが無い。唯傑出された御方だけが數千年間御名前だけでも人民の記憶に残つて居つたものと見るべきである。次に

アメノミナカヌシノ神に關しても普通行はれて居る解釋では、天空の眞中に彷彿として居られた抽象的の神様と解するけれ共、夫れも誤りでミナカヌシノ神は吾々日本人の始祖で、始祖と申しても人類の始めの第一人と申すことでなく、例へて謂はゞ源氏の始祖とか平家の祖先と申すと同様で、夫れより以前に人なしと申すでは

神は本當の御祖先

ない。ミナカヌシノ神以前にも國は大和民族に満たされて居つたが、其はまだ統一されてゐなかつた、此の祖神は有徳の御方であらせられたので之を統一なされたと見るべきである。

大和民族の統一

天之御中主神は即ち其當時散在して居つた、大和民族を統一せられた神であらせられる。『アメ』は我が皇室の直系の御神々に用ふる最敬語である。ミナカヌシは御中主、で人民の眞中に取り巻かれ取り圍まれながら、夫れを主宰統帥せられた吾々民族の御祖先で、歴史に現はれた第一人者であらせられたのです。眞の具體的の話であつて、之を無形の抽象的の事と解するのは誤りである。

教訓

御中主主義

斯くして天之御中主神の御徳が大和民族を統一せられてより、日本は御中主主義の國となり。國は皇祖神を中心とし、民は皇室を中心とし、官署には長官を中心とし、家には家長を中心とし、會社には社長を中心とし、人には良心を中心とし、悉く夫々中心の命令に従ひ、命令一途に出でて争なき國日本、心安の國日本が

御事蹟は御諡名に

完成せられつゝあるの、夫れであるから何事も多數決で争ふてはならぬのである。而して神代の祖神の御名は多くは御諡名で、御本名はわかつて居らぬことが多いのである。例へばイハレヒコノ命を神武天皇と御諡名申し上げたと同様で、皆其の御徳を追想して自然と後世に至る迄其の御諡名を申し上げる様になつたのである。

第二章 高ミムスビノ神、神ムスビノ神

次に **タカミムスビノ神**、**カミムスビノ神**の御名も御諡名で、其の御徳はと申せば左に述ぶる通りである。

註釋

扱て**ムスビ**の解釋は普通では**産靈**とか**又結**とか申して、**矢張り抽象的の神**として説かれて居るが、是れも誤りであると思ふ。

單音より成れる所の**大和言葉**の上より解釋すれば **ム**はマ行で**ミ**と同意義で、**見**又は**認**の字に當るのである。

スは古事記に**スヒチニ**の神の御名あり、**洲土丹**の神にて**ス**は**濕りたる土地**即ち**洲土**又は**砂土**に當る。又『**ヤスの川原**』と申すことあり、即ち『**彌砂の川原**』又『**彌洲の川原**』の**ス**と同意義で、何れも**洲土**又は**砂土**と同意義である。
ビは音便で**濁音**となれるもので、**本來はヒ**である。

太陽と土地の認識

ヒは今日でも申す**日**又は**火**である。

斯くして**ムスヒ**は、

ム……**ミ**……**見**又は**認**

ス……**洲**、**濕土**、**砂土**又は**泥土**等

ヒ……**日**又は**太陽**で

ムスヒは**日**即ち**天**と、**洲**即ち**地**との關係、取りも直さず**天地相關の理**を認識せられた神と申す義である。

天と地との合作

夫れは又何と云ふことになるかとなれば、此の時代の未開の人民は農業漁業に従事しながら、其の農作物は**濕りたる土地**の力のみにて出来るもの、例へば**葦**や**稻**は**水邊**に出来、**魚貝海藻類**は**水邊の淺瀬**に出来るものとのみ思ふて、**未だ太陽の力**が其の生産を助くるものなることは判つて居らなかつたのである。所が此の**祖神**の御徳は**太陽の力**によらなければ、**農作物**も**水産物**も**本來出来ぬ**ものである事を明確に認識せられて、**總ての産物は日**即ち**太陽の力**と、**洲**即ち**土地**、**土壤の力**との**合作**で

あることを認められ、即ち廣く天と地との關係を認識せられて、天に感謝し地に奉謝すべきことを、其の當時の人民に教へられた神であられたのである。

通解

之を更に敷衍すればムスヒは從來未開の人民には全く無關係と思はれた天と地との間に、離るべからざる關係が見出され、太陽と土壤との間にも、亦離るべからざる聯絡があることが此の祖神によりて見出されてより、離れたる兩者間に離るべからざる關係の出来ることをムスヒと稱する様になり、之れに支那字を當て嵌むれば『結』の字と同意義となるのである。即ち太陽と土地だけでも幾種かの結び合せが出来ることになる。例令へば天は上で地が下で、上下の結び合せは出来、天は明るく地は暗く、明暗の結び合せが出来、太陽は暖く土地は冷たく、冷暖の結び合せが出来、日は乾き土地は濕りて乾濕の結び合せとなり、日は陽にして土地は陰に、即ち陰陽の結び合せとなるので、其所で始めてムスヒの働きに結の字を宛てて、ムスヒの神は結の神と解せらるゝに至つたものである。

ムスビ主義

之を産靈と解するは、此時代の人の考へに當て嵌まつて居らない解釋で、恐らくは今日の人でも、物の靈即ち御靈を産み出された神として、了解せらるゝ人はなからうと思ふのである。況んや其の當時の人に於ておやと云はなければならなくなる。

註釋

次にタカミとカミとの意義は如何と云へば、夫れは兩者共に近い意味で強ひて之を區別すれば、

タカミは

夕は……夕行でテ(手)と同意義で、

カは……カシラ(頭)、カウベ(頭)、カミ(髪)、カホ(顔)、カサ(笠)、カムリ(冠)

等の力で、身體の最上位即ち最上端の部を指す言葉で、

ミは見である。

即ちタカミは手がカ(頭)の方へ上げて上を見られた形で、日、太陽を指して仰ぎ見たことになり、即ち有形的、具體的の事柄に屬し、次にカミムスビのカミは、

タカミとカミ、有形と無形

カ(頭)で見られた。即ち考察せられたことに當るので、考へると云ふ言葉に當るのである。大和言葉に考へるはカムカヘル……カミカヘル……『頭見更へる』で頭腦で幾度も見返され、見直され、考へ直された事で、即ち無形的に考察せられたことになるので、云はゞタカミとカミとは有形的と無形的とに考察せられたことの差となるのである。

教訓

是によつて我々日本人は何を教へらるゝかとなれば、大和民族は彼の蒙昧の時代に於ても、最早や土地の恩澤と太陽の恩恵とを祖神より教へられて、之に感謝報恩の誠を致した民族であることである、之れがやがて天照す國、日の本の國、東の國、瑞穂の國、農の國、五穀豊饒の國日本となつたので、世界が未だ蒙昧の境を脱せざる時代に大和民族だけは祖神のお蔭により、其の時代より早く天地萬物の恩恵を感謝する國民となつたのである。

延いては神武天皇の天つ神、國つ神を祭られて大孝を述べらるゝことにもなり、

天地の大恩認識

萬物相關の理

而も報恩感謝は孝なるにより、日本は孝を以て本とすることにも之に始まり、是れより益々道の國日本は完成せられたのである。吾々日本人は一草一木にも感謝せなければならぬ。禽獸魚貝に至る迄無駄に殺生してはならない。北海道で毛皮の爲めに狐や鼬を捕るので、其の爲めに野鼠が多くなり、農作物を害し、夫が冬期降雪の際に至れば食物に窮して盛に若木の皮を喰する爲め、林業が其の害を受くること夥しき由を聞いた。即ち毛皮の贅澤が國の農業、林業を害することになるので、萬物相關の理が誠に明々白々となるのである。

贅澤するな

無駄するな

又は大意義廣大

附記 如何にして單なるム又はミ(見)なる音の大和言葉には、認識感謝等に敷衍された意味があるかといふに、夫れは今日では見るとか、認めるとか、顧みるとか、惟みるとか、見出す即ち發見するとか、無い所に或る物を造り出す即ち創造す

るとか、何も無い所に物事を始める即ち會を創立するとか、無い所に子供など生れ出す即ち産み出すとかの別々の言葉が幾通りにも出来た爲に、見ると云へば單に目で見るだけに限られて居るが、昔は言葉の数が少ない爲めに、前述の種々の見ることより發する事柄が、皆見の一言に纏められてあつたものである。其所でミの一言には目の働きの廣い／＼總ての範圍を含んだもので、例へばニュートンが林檎の落つるを見て、引力を發見したのもミで、ワットが蒸氣を見て、汽鐘を發明したのもミで、即ち昔の大和言葉で云へばニュートンは『ミ引力ノ神』ワットは『ミ汽鐘ノ神』と云はれてゐる譯である。即ち日を見て之を認めて幾度も繰り返して事仔細に之を考へ見(鑑み)て、之を解釋し、之を説明し、之を敷衍し、之を應用し、之を訓誡したこと迄も皆ミの働きになるのである。

第三章 ウマシ葦牙ヒコヂノ神

註釋

次に古事記の第四柱目の

ウマシ・アシカビ・ヒコヂの神は

如何なる徳を有せられたか。此の神の御名は普通の解釋ではウマシは産むこと又は『可美』褒め詞で、アシカビは葦の芽で、ヒコヂは日子爺で、男の尊稱と申して居る、アシカビとヒコヂは夫れでよいけれども、ウマシを産むと解するのは誤りで、其れは第二章附記に述べた通りである、夫の本義はウマシはウミの延長で、ウミは前述の如くミ(見又は認む)で、アシカビに至る迄其の效能を認識し夫れと人生との係關を見出し其の廣大無邊の徳を認められ、夫れと同時に感謝の意を表はすべきことを人民に教へられた有徳の方であられたのである。

即ちアシは今日でも申す葦で、カビは今日でも申す『カビが生えた』のカビで、

何もない所に芽を出して來るので、葦の芽が水邊など濕つた土地には盛に出て、豊
葦原の水穂の國となるのを見られて、之を意味附け之に感謝すべきを教へられた祖
神と御諡名を申し上げたのである。

教訓

葦の芽の徳と申すは、葦の芽は初めは小なれどもそれが繁茂し、それで屋根を葺
くことも出来、夫れで雨も防ぎ、夫れで周圍をかこめば風や寒さも防ぎ、薪物とし
て暖を取り、葉はあみて敷き物や衣物となり、枯れて腐りては自然の肥料となり、
他の有效植物が繁殖する。即ち其の腐りたる所に稻が生えて盛に繁殖して人民の
常食として完全榮養を供給することになり、夫れが吾々人民の生命維持の一大勢
力となる等の道理を深く御考へになり、葦の御蔭で稻穂も實り、又葦は原始的の野
生の植物であつて、夫れから漸次高等なる植物も繁茂する様になり、結局植物と
人生との關係を明かに認認せられたのであつた。

小物に大徳

植物なしに人生なしで、植物は炭酸を吸収して酸素を放ち、動物は酸素を吸入し
て炭酸を放ちて、互に瓦斯交換を営み、又植物は死せる肥料を吸収して之を生かし
て葉とし花とし實として、其の生ける食物を人生に供給し、人は之を食して其の生
ける勢力を利用して生命を維持し且つ活動を繼續し、又植物は無機物を吸収して之
を有機化して人生に供給し、人は食物として之を攝取し、容易に之を消化吸収して
之を骨とし齒とし、細胞にも血液にも、内臓にも皮膚にも之を利用して強壯なる身
體をつくるのである。

即ち微細なる葦の芽迄も人生に缺くべからざる貢獻者であることを認識して大に
之を賞揚し、一切のもの即ち一草一木でも粗末にはならぬことを誨へられた有徳の
神であらせられるのである。

第四章 天之常立神、國之常立神

恒久不變
の認識

次に御現はれにられた御祖の神の御名は
アメノトコタチノ神、クニノトコタチノ神
であられた。此の神々の御徳は次の如くである。

註釋

第一に此の場合の**アメ**は前段の**アメ**と少しく異なつて最敬語と見做すよりは、**ア**
メは**クニ**と相對して天地上下の關係で**天空**を指す名詞と見做すべきである。
此の二柱の祖神は**天**は**永遠**に**天**で、**地**は**永遠**に**地**で、**天**は**上**、**地**は**下**で**永遠**に變
動がない。又轉倒することが許されない。即ち常立であるぞと御示しにられた祖
神で、云ひかへれば**天地**は**常住不變**であると同時に又**君**は**永遠**に**君**で、**民**は**永遠**に
民で、**親**は**永久**に**上**で、**子**は**永久**に**下**で、**夫**は**永久**に**主**で、**妻**は**永久**に**従**で、**兄**は
永久に**長**で、**弟**は**永久**に**幼**であるぞと**誨**へられた祖神で、即ち吾が國は又其れで始

アの意義
は洪大無

めて御中主々義も行はれ。前述の如く**天**に感謝し**地**に感謝し、**天地**の**常住**を祈り**君**
臣の**永遠**を誓ふて初めて**大和**の**國**、**心安**の**國**、**争**なき**國**の**完成**も望まるゝことを
誨へられた**尊**き祖神であられたのである。

次に字義であるが、**アメ**の**ア**は主音で仰いで**天空**の際限なきを見て之に名づくべ
き言葉もない時に、唯日本人の發音し得る總の音の内、開いた明るい氣分の**ア**
アと云ふ音のみが能く**天空**に對する吾々の感情を満足せしむることが出来る音で、
その他の音では例へば**カ**でもいかず、**ツ**でもいかぬによつて**ア**が最適で、夫れが
詰まつて**ア**となつて**天空**を指す名詞の主音となつたものである。**メ**は**マ**行で**ミ**の轉
化で、**ミ**は見で、人は朝には**旭**を仰ぎ見、夜には**月星**を仰ぎ見るにより副音として
添へただけである。其他種々の副言葉によりて種々の名詞、形容詞が出来て來る。
アヲ (青、青い)、**アカ** (赤、赤い)、**アメ** (アミ、ア水、雨)、**アサ** (朝)、**アケ** (明、
明ける)、**アザヤカ** (鮮か)、**アケボノ** (曙)、**アサボラケ** (朝朝) 等皆**ア**が主音で**天空**
關係の**大和**言葉である。次に、

クニとは
樂土

クニのクはカ行でコにも變り、イヅク（何所）、イヅコ、ソコ（其所）、ココ（此所）等で皆場所を指す言葉で、即ち所の義で、ニは有形では赤イとか美シイとかを云ひ現はす言葉で、例へばニジ（虹）、ニシキ（錦）、ニシ（西……ニチの轉化で、赤い方角。夕日の赤い方の義）、ニボコ（瓊矛、美麗なる矛）、ニハトリ（鶏）は丹羽（赤い羽、美しい羽）の意で、ニは無形ではニギヤカ（賑か）、ニコヤカ等の悦ばしいことで、即ちクニとは美シイ樂土と云ふ義で、海に比べて陸は春夏秋冬花の色、木の葉の色が變り、朝夕に空と共に色が美しく變り、又岩石の色、草木の色と映じて、人も樂しく住めるから、陸地を麗しき所、即ちクニと呼ぶのである。類例を擧ぐれば海に比して陸をクガ（固い所）と云ふが如くである。これは力は堅いことを云ひ現はす音で、固い、金、樫、頭、等皆力を主音とする如く、クガは固い所の義で、即ち海に對して陸は固い所である。

トコタチ
は常住不
變

次にトコタチは常住で、常住不變を云ひ現はす言葉で、トキハギ（常葉木）、葉の色の変らぬ木、トキハ（常磐）永遠に動かぬ磐等の類例で明かなる通り、變りなく

動きなきことを現はす言葉である。

教訓

常立主義

斯くして此の祖神の御教訓により日本國は天地の如く不變で君臣の分定まり、皇運無窮天地と共に動かぬ事が神代より定まりたることで、天地の常住なる如く君臣は大極の始めより永遠の未來迄動くことがないので、天照大御神は之を神勅として即ち神代の憲法として『皇運隆盛天壤無窮』と仰せられたことで、決して人の作つた法令でない。開闢の始めより定まつたことで如何なる代にも人は變へることが相成らぬのである。君臣の道然り、上下の道然り、夫婦の道然り、長幼の道然り、主従の道然りで、斷じて西洋の自由・平等・無差別・多數決等の道とは同じでない、嚴然として異なつて居ることを覺悟すべきである。斯くして日本は一切が常立主義で不動不變で進むべきことを明かにせられた祖神であらせらるる。

第五章 豊雲ヌノ神

雲と人生の認識

次に御現はれになられた祖神の御名はトヨクモヌノ神で、此の神の御徳を御説きする前に先づ字義を説かねばならぬのである。

註釋

トヨ のトは十で、ヨは竹などの節を云ふので、トヨは多きを意味し、トヨアシハラ（豊葦原）、トヨサカ（豊榮）の豊の如く澤山、又は豊富、此處では濃密の意味を有し、クモ は昔も今も同じく雲である。即ちトヨクモは疊積したる雲、濃密なる雲の義である。

又。はナ行でニに通じ又とニは屢々同意義に用ひらるゝことは前述の如くで、即ちニは善美の意で、雲の作用も亦洪大なることを教示された神であられた。

通解

天文氣象の神

トヨクモ（豊雲）は本来日月を掩うて暗くする宜しくないもの、様であるが、之れも仔細に考察すれば仲々結構な善いもので、有難い、感謝せねばならぬものであることを認識せられた祖神であらるゝ。即ち此の祖神の御徳は雲をよきものとして認められ、雲なければ雨なく、雨は雲より來り、雨の御蔭で農作物も實り、雲の濃淡集散によりて天候も知り、晴雨も卜せられ、即ち天文をも明らかにせられて、農業、航海等に人民を指導せられた天文の祖神であらせられたのである。

教訓

斯くして世の中には厭やなものにも善い所あり、世には絶對の惡もなく、惡の裏には善美がある。例へば日本の現在の不景氣の裏には、節約と勤勉をしなければならぬ美點もあり、節約と勤勉が生産を多くし、生活費が安價で濟むから、工藝品の生産費が安くなつて、物資を安く外國に輸出することが出來て、日本品は世界の市場を驚かし、世界到る所が日本の生産品を使つて居ると云ふ、即ち不景氣が恐ろしく結構なことにもなるので、不景氣にも感謝せねばならぬ所もある。

表裏一體

一方には右の如く善い所もあるが、又他の方面には日本品排斥とか、日本移民排斥とかの聲が出る様になることも、亦覺悟せなければならぬ。其の他世の中にありとあらゆる、逆境でも、毀譽褒貶でも皆同じことで、年中の寒暖晴雨、四季の氣候の變化、月の盈虚、互に移り變り、又花落ちて實のり、實落ちて葉枯れ、葉枯れて又來春の花となる如く、百年風も吹き續かず、百年雨も降り續かず、暗も一夜で明け照りも一日で暮れる。之を思へば順境逆境何れも皆感謝の種、修養の資ならざるなきものはないので、能く之を知り能く之を明かにし能く之を究めて其の民を導かれた有徳の祖神であられたのである。日本國民は皆トヨクモ又式で總てを正しく認識し、總てを正しく諒解し、順境に酔はず、逆境に哀しまず、萬物萬象に報恩感謝すべきである。古事記には以上七神を『獨神にまし隱身にます』と記してあるが、即ち云はゞ御獨身で無形抽象の神としてあるが、之は誤傳で其れは御后妃の神の御名が傳はつて居らぬ事で、即ち、獨り神と誤り、又御事業も世に傳はつて居らざるによりて無形抽象即ち隱身の神と誤られたものと解すべきで、日本の歴史は皆具體的と解するのが正しいのである。

順逆不二

ひとり神の辨

第六章 ウヒチニノ神、スヒチニノ神

次に御現はれになられた祖神の御名は

ウヒチニノ神スヒチニノ神、配遇神であらせらる。此の祖神の御徳はと申せば先づ字義から御説きせねばならぬのである。

註釋

此の二柱の祖神はウヒチ・スヒチでヒチは今日でも土方の土で、土地又は土壤の意味で唯ウとスとの差違があるだけである。

ウはウへ(上)、ウミ(海……大水)のウと同じでウヒチとは上の方の土地、高き方の土地、大なる廣い土地等を意味する大和言葉で、スは第二章に説いた通り洲土、砂土、濕土、等の意味及び従つて小島、半島等の狭小なる土地、又は極めて狭小なる意味で巢・棲・スマイ(住居)又はスミカ(住宅)をも云ひ現はす大和言葉である。

二は第四章及び第五章で、説いた通り結構な、美しい、善い等の意味を有する大

乾土濕地
認識利
用

和言葉で、即ちウヒチニは上の方の、高い所の、廣い大なる乾いた固い土地も結構で、其所には森林を有し、木の實を産し、畠を作るに適し又大なる住居を作るにも適し、スヒチは狭小で、濕つて柔かであるけれども之れも亦結構で、田を作り、魚貝海藻を生産し小なる住宅を造るに適した結構な土地であることを人民に誨へられた祖神で、即ち豊雲又ノ神を『天文』の神とすれば此の祖神は『地文』の祖神であらせられたのである。

教訓

斯くして世界には大陸もあり、砂漠もあり、廣野もあり、山嶽もあり、高原もあり、海洋もあり、島嶼もあり、河川もあり、沼澤もあり皆夫々其所に特長あり、天の生成化育は各々其の所に従つて物を生ずること限りなしで、人も亦其を利用し、生産し、努力し、天工を翼賛し、利用厚生をはかるべきで、空しく手を束ねて不景氣なり、不況なり、不作なり、不幸なりとして哀しむべきでなく、嘆息に終るべきでない。天地を我が家、我が祖神の國として、一寸の土地も無駄に遊ばせること

なく、一草一木も粗末にすることなく、山に海に努め勉めて止まざる覺悟をする。とならば、貧乏、不景氣、不作何ものぞやで、皆大風の前の木の葉の如く、朝陽の前の霜の如くである。貧も結構、富も結構、逆境も結構、順境も結構、豊作も結構、不景氣、不作も何んの其のなればならない。巖角も碎き、河海も通じ、峻しき土地はたひらにし、遠き國は八十綱打ちかけて引き寄する勢で働くのが日本國民の精神であることは多くの祖神に捧ぐる宣詞の中に上げられてあるのである。我々日本國民は祖神の御教訓に従つて如何なる所、如何なる場合にも屈することなく撓むことなく勵み勵んで進んで止まざるべきである。之れが即ち我々の祖神の道完成の道程に外ならないのである。

天つ祖神の御訓なるタ、ヨヘル國をつくり固め成せの御言宣も、神武天皇の天の掩ふ所を一軒の家とし、四海兄弟の交りせられようとの勅も之れに異なることなく、唯我々日本人が陸に海に、雨に風に、天の生成化育を助けて努めて止まざれば遂には必ず成し得られぬことはないので、如何なる妨げも意とするに足らない、唯祖神の御訓に従つて進んで止まぬことである。

第七章 ツヌグヒノ神、イクグヒノ神

宮室家居の認識

次に御現はれにられた祖神の御名は

ツヌグヒノ神、イクグヒノ神、やはり配遇神であらせられたのである。此の祖神

の御徳はと申せば、矢張り字義から御説きせねばならぬのである。

註釋

ツヌ と申すは今日では又がナ行でノに變りてツノ即ち角で、牛の角、鹿の角と申すと同じで、堅く、強く、動かぬもの、比喩言葉に用ひらるゝのである。

イク と申すは今でも申す活又は生であつて、動かすことの出来る、抜きさしの出来る、揺がすことの出来る、移すことの出来る場合のことを申すので、例へば切り花を活ける、又は柱をいける、甕をいける等のイケルと同じ用語である。

クヒは杖又は杭であつて、長い木の先きを尖らして土地に打ち込むもの、即ち今時の柱と同一物と見るべきである。

角杖は高い燥いた堅い土地、即ちウヒチに建てられた堅實の柱で、イク杖は低い所の、濕つた、柔かい土地、即ちスヒチに活けられた一時的の細い、軽い、小さい柱で、謂はゞ抜き差しの容易なる柱のことで、即ち云ひ換れば柱の神と申す義で、宮作りを初めて教へられた祖神であらせられた。

通解

此の神々に従へば人類は早く獸的の野外生活から離れて柱を立て、屋根を上げて宮作り其の中に家庭生活をなすべきものであると教へられた。御身分の尊い方は高燥の土地に角杖即ち堅牢な柱を立て永久の建造物の中に御住所を定められ、賤が男は活杖即ち柔かい土地に小なる臨時的の、云はばホツ立て小屋にても建てて之に住ふ様にせよと教へられた。

因に神代の建物は一本の柱に屋根を載せて傘式の建造で下には床を作つてあつたので、柱一本は家一軒であつたので、一柱は一家族、二柱は二家族と申すと同じで、神々を一柱二柱と申すことと一致するのである。此の眞中の角杖を天の御柱

野外生活
を家庭生
活に

底つ岩根
に宮柱

とも、後には眞の御柱とも、大國柱とも稱するもので、又後には眞中に角杖を立て其の周圍四方に活杖を立て、圍ひを作つたのである。

斯くして外國の多くは狩獵牧畜を業とし、肉を食ひ皮を衣、毛を纏うて長く野外生活を續けて居る間に、日本は古い神代の昔より精神文化が開けて、早く野外生活を切り上げて家庭生活を始むべきことを教へられた祖神であられたのである。

教訓

忠孝一本

家庭生活では夫婦父子の關係が明瞭となり、妻は夫に隨ひ、子は父に従ふと云ふ孝貞の道は早く開ける、之を擴充すれば父の父の父たる祖先に隨ふことが敬神で、祖先の直系の皇室に従ふことが忠君で、忠孝一致の大道は此の時代より開けたもので、孝を百行の本とするは取りも直さず父に従ふものは祖先に従ひ君に従ひ、如何なる場合にも背くことなき人格を先づ家庭に於て作ることになるので、日本人の教育の基本は之から起されなければならぬのである。而して父子の本は夫婦であるから日本の教育は先づ夫婦の和より始まり、夫婦の和は男女の貞操より始まるので

夫婦全く
全して父子

あるから、正しき家庭を造ることが先決で、之れには野外生活で男女亂倫では相成らぬのであるにより、鳥の巢を造る様に人は早く家を造らねばならぬことを諭された大徳の祖神であらせられたのである。

第八章 大殿デノ神、大殿ベノ神

宮室家居の完成

次に現はれませる祖神の御名は
オホトノチノ神、オホトノベノ神であらるゝのである。此の神の御徳はと申せば
矢張り字義からお説させねばならぬのである。

註釋

オホトノ と申すは今日で申す『大殿』で、前段角杖・活杖の神の時代よりは一層
進歩したる建造法にて建てられたる大宮であつて、柱と屋根と床との外に周圍に圍
があり、又入口の戸があつて、完成せる大宮を御造り遊ばされ、其の大宮にて政
をおとり遊ばされたのである。

次にチは男性の尊稱、へは女性の尊稱であつて、今日でも子を愛稱的に二ツ重ね
てチチ(父)とし、へは八行でハに通じ、今日ではハを愛稱的に二ツ重ねてハハ(母)
と申すと同じ事で、其れが音便でチ、べと濁つただけで、大殿即ち大宮に宮居せら

れた男性女性の大神様と申し上げたのである。

通解

而して其の御徳はと申し上げれば、前述の角杖・活杖の神の御仰せを更に完全に
導かれて大和民族は早く野外生活から脱して、夫婦の完全に家居すべきを教へられ
た祖神であらせらるゝ。其の御仰せに従はれて、後にイザナギ・イザナミの尊は八
尋(彌廣)の大殿を造られ、スサノヲの命はクシナダ姫と須賀の大宮を御造営になり、
ヒコホホニニギの命は高千穂の宮を、又神武天皇は橿原の大宮を御建造になられた
のも、皆此の祖神の御教を御奉戴遊ばされたのである。

教訓

即ち大和民族は神代の昔より嚴重に宮居、家居を守りたる國民で、従つて夫婦の
和、父子の親、兄弟の序が正しく家庭親族互に睦びて争ふことなく、皇室を祖神に
戴き、國民悉く神孫・神裔で、即ち九千萬人互に父子兄弟の關係にあり、國家即
ち一大家族として子孫益々繁榮、結束益々堅固、國力益々強盛、世界の正しき國を

大和民族と家居

九千萬人父子兄弟

輔け、弱き國を救ひ、横暴なる國を制裁して、世界の平和を確保し、世界を一軒の家となし、即ち神武天皇の八紘を一字となすの大詔を實現すべき國柄であることを、神代の古き時代に於て既に明瞭に指示せられた祖神であられたのである。

然るに最近日本と正反對に立ちて、世界を敵とし日本を敵として其の滅亡を企つる赤化主義者が、日本を仆すには其の家庭を破壊し、其の道義を蹂躪するにありとし、家庭を破壊するには、男女の貞操觀念を破壊せなければならず、貞操を蹂躪せんとして先づ戀愛の自由、戀愛至上主義を鼓吹し、道義を破壊するには先づ物質萬能、拜金主義を鼓吹し、小説に、映畫に、音樂に、繪畫に人心を淫蕩ならしめんとし、又物質的には勞資の爭議、農村の爭議を起さしめ、議會に政黨に悉く爭鬪を惹起せずんば止まざらんとしつゝあり、日本人又之に警戒せずして輕佻浮薄、競うて之に走らんとし、或はスポーツに或は武道にも亦勝負争鬪の氣分を漂はせつつあるを見る。危いかな、速かに祖神の教に還りて、争なき、變らざる、正しき道に復らんことを祈りて止まぬものである。

第九章 面タルノ神、アヤ畏ネノ神

次に現はれませる祖神の御名は

オモタルノ神、アヤカシコネノ神

此の祖神の御徳はと申せば、此の御諡名の意義から説かねばならぬ。

註釋

オモは『面』で御顔貌の事である、タルは『足ル』で満足無缺點のことである。即ち御容貌御態度誠に堂々として智慧、徳相、御威嚴何一つとして缺くる所なく具足なされた、文武兼備の御方と申すことである。

アヤカシコネ と申すはアヤは感嘆詞で『イカニモ』と申すこと、カシコとは『畏』、『かしこまる』『かしこむ』『かしこ所』等の『かしこ』で頭の低い、敬虔貞淑の御方と申すことで、ネは姉、姉様と申すと同様で婦人の尊稱である。即ち『如何にも敬虔貞淑の姫君』と申し上ぐることである。

世界無比の神國

通解

斯くして日本國は御中主の神様以來御歴代の神々様より、物には中心がなくてはいかぬ、日本は皇室を中心に、天皇を中心にして萬世變なく行かねばならぬこと、次には上下、前後、左右互に結び合ひ、助け合ひつゝ進まねばならぬこと、次には物の恩を知れ、一草一木でも粗略に思ふてはならぬ。一切は神のものである。一物でも粗末にはならぬこと、次には天は上で不變、地は下で不變、君は萬世に君、民は萬世に民で變ることなきこと、次に濃霧密雲も有り難きもの、如何なる逆境にも感謝せよ、次には高低、乾濕如何なる土地をも利用すること、次に柱を立て、家を作り大宮を作り上下諸共速かに家居して家族生活をなし、早く野外生活より脱して人倫を正しくすること、次に男女は各々本分を守り、男は男らしく、文武兼備に、女は女らしく敬虔貞淑にあらねばならぬことを、身を以つて範を示されつゝ、教養され來つたのである。誠に是の如き立派なる有り難い國は日本を措いて何所にあるであらうか、日本は實に世界無比の神國である。然るに今や外國の餘弊を受けてなき



けなき有様となりつゝある、早く正しきに還らなければならぬのである。

教訓

男女の分定

斯くして日本は神代より男女の分は定まつて居る、其の容貌風采より、驍方、心得に至る迄夫々定まつて居る、轉倒することは相成らぬのであつて、教育も亦然りで、男女の道を分つて教へなければならぬ。其れを日本人が近來誤つた外國思想にかぶれて舊來の日本風俗を改めて新良妻、新賢母であらねばならぬ様に云ひ、互に享樂的、物質的、争鬭的、亂倫的、奢侈的に奔り行く様は嘆かはしくて見て居られぬのである。早くオモタル、アヤカシコネの祖神に學んで、先づ己を正し、家庭を正し、國を正し、世界を正すべきである。

第十章 イザナギノ神、イザナミノ神

次に御現はれにられた祖神の御名は

イザナギノ神、次に妹イザナミノ神

であられた。即ちウヒチニノ神、スヒチニノ神此の方、各々男性女性二神一柱の神であられたのである。(其以前御后妃の御名不明)此の祖神の御徳はと申せば、やはり御諡名の字義から御解させねばならぬのである。

註釋

イザは今日でもよく用ひらるゝ『イザ行かん』『イザ働かん』等のイザで『働きかけ』に使ふ詞にして、俗語にては『いでや行かなん』『サア行くぞ』『ソリヤ行かう』と云ふ意味の詞で、其他イサマシ(勇まし)、イサミ(勇み)、イサヲシ(功績)、イサヲ(功又勇雄の義)、イザナフ(誘ふ、導く)、イサカヒ(論争)等のイサ又イザで、即ち『よく御働きになられた神』の義である。

ナは奈行でノの轉、キは『男性の尊稱』ミはマ行でメに通じ『女性の尊稱』である。即ち『御働きの男性の神様』『御働きの女性の神様』と申す義でよく解る通り、大八洲の國固めの爲めに海に陸に八方に御手の届いた御働きの祖神であられたのである。

又一説には『神聖の男神、女神』と解する人もあるが、イザの詞に神聖の意を見出し得ざるにより、賛成の出来ぬのである。

教訓

斯くしてイザナギの神は海に陸に御働きになられたが、何物をも求めて居られぬので、今日の人の様に何等の報償をも求めて居られず、名譽をも求めて居られず、地位をも求めて居られず、生活保證をも求めて居られず、何等一切の打算なく唯祖神の御旨に従はれて御國完成の爲めに働かれたのである。我々人間は之に反して何か得る所なければ働かぬ。其所で失業者も出来て来る。人は謂ふ昔は食物は何處にでも容易に得られたが、今は之に反して得難いからと云ふが、今日でも衣て食べて

御國完成の御働

一切の打算を捨て

生きて行くだけの生活資料は昔より餘程容易に得られる。唯遊んで食ふことを考へるから、其れは得難いのである。働かさへすれば衣食は何時の世にも容易に得られる。唯贅澤なことを考ふるから其れは容易に出來ず、又虚榮をして行かうとするから、其れが出來ないことになるのである、其所で一切の打算を捨て、祖神の道に歸りて働くべきである。たとへ如何なる方面にも與へられたる仕事を、置れた位置に於て行ふことである。一心不亂に働くことである。己れの爲めでなく、人の爲め、世の爲め、國の爲め、祖神の爲めに働くべきである。一切の打算を捨て、働くべきである。祖神の心になつて働くべきである。イザナギの神の教へに従つて働くべきである。

タダヨヘル國

第十一章 タダヨヘル國ヲツクリカタメナセ

斯くして神代の祖神の御謚名によりて、其の神々の御徳を忍びまつれば、其の御徳は廣大無邊にして萬世の鑑とすることが出來、又後世幾百萬年の子孫迄之を遵奉して怠ることにならば、日本の國の基礎は幾百萬世の後迄も動く事なく、彌榮にさかえ行き、世界平和の指導者となりて、後に述ぶるが如く漂へる世界各國を修め固めて地に太平を來すことも、祖神の定め之の如く成就疑なきことであると思ふのである。

通解

依つて次に古事記に現はれたる事項を擧ぐれば左の如くであるが、其れを分り安からしめんが爲めに、先づ通解を先きに載せて本文を後にすれば次の如くである。

茲に諸々の天つ祖神に於せられ、詔を下されて、イザナギ、イザナミの二柱の神に、天の瓊矛、即ち後の三種の神器と同じ意味で天孫の御徽として、天(最敬語)

修理固成

の美しき矛を下されて、是の漂へる國、即ち相對的の意味で陸より見れば海は漂へる海で、海から見れば陸は漂へる國で、即ち船の方から御覽じて是の漂へる大小種々の國々島々を統治せよと仰せられた。扱て是の國々島々は何所を意味するかとなれば、其は狭い意味でなく、日本も東洋も外國も、國と云ふ國は皆海に取り卷かれた漂へる國であるのである。其れを皆修理固成、即ち人民其の堵に安んずることの出来る様に太平無事の國とせよとの仰せであつたのである。

そこで二柱の神は天のウキハシ、即ち海上に浮べた筏に御立なされて、其の矛を海中にさし下して海水を攪き鳴らせば、潮はコヲロ／＼と鳴り音して其の矛を引き上げられた時に其の矛の先より滴る鹽が乾いて其れが積りて固形の鹽となる如く、是の島々も皆自から凝り固まつて出來た島、(自凝島、即ちオノコロ島)で、二柱の神は此のオノコロ島に御上陸せられて、よき地形を御見立てになられ、御柱を御立てになつて、八尋殿即ち彌が上に廣い(イヤヒロの)御殿を御作りになられた。

其所でイザナギノ命の仰せらるゝのには吾と汝と是の眞柱を廻りて、柱の前に立

男女正位
左上下

たとと約束せられて、柱の後方より御覽になつて、汝は右より廻り、吾は左より廻り逢はんと仰せられ、其所で柱の前に並び立たれた時には、男神は左に女神は右に並び立たれる事になり、之れが日本の男女の位置の定めとなり、左りが上、右が下となつたのである。其所で男性が先きに發言すべきのに、始めは誤つてイザナミノ命より先づ御發言あつて『如何にも美しい、優しい、愛らしい若い御方』と仰せられ、後にイザナギノ命が『如何にも美しい、優しい、愛らしい乙女』と仰せられたが、斯く仰せられた後に、イザナギノ命はイザナミノ命に女人が先きに發言して宜しくなかつた。男が先きに發言して、其れから女が従つて言ふべきであつたと仰せられた。是れが日本の禮となつて夫唱へて婦隨ふと云ふことになつたのである。

夫唱婦隨

古事記本文

ココニ天神諸ノ命以テ

イザナギ イザナミノ命

二柱神ニ詔テ 是タダヨヘルノ國ヲ修理固成ト天ヌボコヲ賜テ言

ヨサシ賜キ。

故二柱ノ神 天ウキハシニタタシテ 其ノ又ボコヲ指シ下シテ畫

タマヘバ 鹽コヲロコヲロニ畫キナシテ引キ上ゲタマフ時ニ、其

ノ矛ノサキヨリ、シタダル鹽ツモリテ島トナリス。是レオノコロ

島ナリ。其ノ島ニ天降マシテ 天ノ御柱ヲ見立テ、八尋殿ヲ見立

テタマヒキ(中略)、コ、ニイザナギノ命然ラバ吾ト汝ト是ノ天ノ御

柱ヲ行キ廻リ逢ハントノタマヒキ(中略)。乃チ汝ハ右ヨリ廻リ逢へ、

我ハ左ヨリ廻リ逢ハムト、約リ竟ヘテ廻リマス時ニ イザナミノ

命先ヅ『アナ ニヤシエ ヲトコヲ』ト言タマヒ 後ニイザナギ

ノ命『アナ ニヤシエ ヲトメヲ』ト 各々言タマヒテヘテノチ

ニ 其ノ妹ニ、ヨミナヲ言先チテ良ズト、告タマヒキ(下略)。

註釋

天 是最敬語。

又ボコ は瓊矛で美しき矛、又は奈行でニに通じ、ニは前述の如く赤いとか美し

いとか申す義。

ウキハシ は浮き橋にあらず、浮長木にて筏なり。ハシは長き木のこと、カケ

ハシ(掛け橋)、ハシラ(柱)、ハシ(箸)と云ふに同じ、丸太を何本も浮して強き蔓

索で結び附けたる筏で、原始的の船、轉覆することなき安全の航海器である。

オノコロ島は自凝島にて固有名詞でなく、普通名詞で唯『島』と云ふに同じ、自

から凝つて出来た島、自然島と云ふ義、即ち何の島も、何の島も、小島も大陸も皆

四方海に圍まれたる自凝島と見るべきである。

天降 前述せるが如く當時の都より鄙に變らるることを『天降』と云ひ、都に歸

らるることを『天上』と唱へられた。斯くしてオノコロ島に御上陸あらせられた

から漂流して來られたと解するものあるは誤りで、島々御檢分とあれば島々に御上

陸せらるゝことは何の不思議はないのである。

ヤヒロ殿 は八尋に限つたことではない、彌廣の御殿を御建てになつたと申すこ

とである。

天ノ御柱あめのみはしらは昔むかしの御殿ごてんは傘建からかたてであつた爲ためめ、其そのの眞中まんなかの太ふとい柱はしらを天あめの御柱のみはしらと申まうしたもので、

アナ、ニヤシエ のアナは感嘆詞かんとんし、如何いかにもと云いふが如ごとし、ニは美うつくしいと云いふこと、ヤシはヤサシイに同じおな、エは愛あいらしきなり。

ヲミナ言先ことさきだチテ良よハズ は女おんなが先さきにもものを言いふては宜よろしくないと申まをすこと、

教訓

斯かくして日本にっぽんは二柱ふたはしらの祖神かみによりて儀式ぎしきの國くに、禮儀れいぎの國くに、男女だんぢよの別べつある國くに、無差むさ別べつでない國くに、順位じゆんゐある國くに、先後せんこうの定さだまれる國くに、秩序ちつじよある國くになることが教おしへられたのである。日本にっぽんの外國ぐわいこくと異なる所ゆゑんをよよく心得こころえべきである。

第十一章 島々御檢分

古事記本文

即すなはち 共ともニ參上まきリテ、天神アマツカミノ命ミコトヲ請こヒタマヒキ。コ、ニ天神アマツカミノ命ミコトチテ、フトマニニトヘテ詔ノリタマヒツラク、女フミナ言先コトサキダチシニヨリ良よハズ、亦また還かへリテ改あらたメ言いヘトノリタマヒキ。故かスナハチ反かへリ降くだリテ、更さらニ其そのノ天あめノ御柱みはしらヲ先さキノゴト往ゆキ廻めぐリタマヒキ。是こニイザナギノ命ミコト先まツ、アナ、ニヤシエ、ヲトメヲトノリタマヒ、後のちニ妹いもイザナミノ命ミコトアナ、ニヤシエ、ヲトコヲトノリタマヒキ。カク言のりタマヒ竟やヘテ、御合みあマシテ、子淡道みこあはぢノ穂ほノ狭別さわか島しまヲウミタマヒキ。次つぎニ伊豫いよノ二名ふたなノ島しまヲウミタマヒキ、此こノ島しまハ身み一ひとツニシテ面おも四よツアリ面おも毎ごとニ名なアリ。故伊豫國かレイヨノクニテエヒメト謂いヒ、讚岐國さヌキノクニテ飯依いひヒコト

謂ヒ、アハノ國ヲ大ゲツヒメト謂ヒ、土佐國ヲ建依別ト謂フ。次

ニ

隱伎ノ三子島ヲウミタマフ。亦ノ名ハ天ノオシコロワケ。次ニ

筑紫島ヲウミタマフ。此ノ嶋モ身一ツニシテ面四ツアリ。面毎ニ

名アリ。故、筑紫國ヲ白日別トイヒ、豊國ヲ豊日別トイヒ、肥國

ヲ建日向日豊クジヒネ別トイヒ、クマソノ國ヲ建日別トイフ。次

ニ

伊伎島ヲウミタマフ、亦ノ名ハ天ヒトツ柱トイフ。次ニ

津島ヲウミタマフ、亦ノ名ハ天ノサデヨリヒメトイフ。次ニ

佐度島ヲウミタマフ。次ニ

大ヤマト豊秋津島ヲウミタマフ、亦ノ名ハ天御虚空豊秋津根別ト

イフ。故此ノ八嶋ゾ先ツウミマセルクニナルニ因リテ大八嶋國ト

イフ。サテ後還リマス時ニ

吉備ノ兒嶋ヲウミタマフ、亦ノ名ハ建日方別トイフ。次ニ

小豆島ヲウミタマフ、亦ノ名ハ大野手ヒメトイフ。次ニ

大嶋ヲウミタマフ、亦ノ名ハ大タマル別トイフ。次ニ

女島ヲウミタマフ、亦ノ名ハ天一ツ根トイフ。次ニ

チカノ島ヲウミタマフ、亦ノ名ハ天ノオシ男トイフ。次ニ

兩兒島ヲウミタマフ、亦ノ名ハ天兩屋トイフ。

注釋

參上リ 是都に上らるゝなり。

天神ノ命云々 是都に於ける御父母、御祖父母等の上長の方々を指さるゝな

り、其の御方々の仰によりと申すこと。

フトマニ とは之れ迄明瞭な解釋がないが、フトは大で、マは眞で、ニは善美と

申すことで、大眞善美で即ち間違のない、本當の所と申すこと。

ウラへ は心合で疑なく合點の行くこと、即ち本當に女言先ちてはいかぬと

合點させらるゝ様に教へられたと申すこと。

御合マシテ云々 は男女の位置が男は左で上、女は右で下と定まり、又男は先づ

唱へて婦は之に順ふと云ふ順序も定まり、之れから御一所(御合)に島々御檢分に御

出掛けになられたと申すこと。

子 とは史家が誤りてウミを産みと解したるにより御子と申したるにて誤りなり。

淡道 は今の淡路の島なり、穗ノ狹別とは島守の名、其れによりて島を名づけた

るなり。

ウミ、ウはア行でオに通じウミは御見なり、御覽になられた、又御檢分せられた

と申すこと、オがウに變ることは大水が海となり、又大シが牛となりたると同じ、

ウミを産みと云へるは史家の誤解によるものなり、決して嶋を産まれたるにはあら

ざるなり。

伊豫 はイユの轉にしてイは強め詞、ユは湯にして、伊豫の道後の温泉、太古よ

り最も早く知られたるもの故にイ湯の國の名あり、讚岐 アハ、土左等は地名にし

て、エヒメ、飯依ヒコ、大ゲツヒメ、建依別等は地頭又は守護の人名である。其他

隱伎の天ノオシコロワケ、

筑紫の白日別、

豊國の豊日別、

肥國の建日向日豊クジヒネ別、

クマツノ國の建日別、其他亦の名とあるもの皆同じく人名なり、但し

隱伎の三子嶋、

伊伎の天ヒトツ柱、(今の壹岐)

女島の天一根、

兩兒島の天兩屋等は夫々島の別名なり。

通解

斯くして二柱の神は初め誤まつて後先を違へられたけれども、過まつて改むるに

憚ることなく、直ちに御祖の神のみもとにお上りになつて御伺を立てられた時に、

天つ御祖の神も『女人言先ちしにより良はず』と仰せられしにより、亦還りまして、更に天の御柱を往き廻りて、此の度はイザナギノ命より御發言になり、次にイザナミノ命が御唱和なされて、其れから本式の御働きにかゝられた。第一に國定めの御業に御掛りになられ拾四箇の嶋々を御發見又は御檢分ならせられ、夫々名も定められ又司さも置かれたことである。

此の際古事記には

『子淡道ノ穂ノ狭別ノ嶋ヲ生ミタマヒキ、次ニ伊豫ノ二名ノ嶋ヲ生ミタマヒキ』云々とあり、嶋々を御子として生みたまふたとあるは、人の疑ふ所となつて居る。

併し其は『生む』と申す言葉の神代のつかひ方を知らずに、歴史家が『生む』とあるによりて『御子なり』と誤り云ひ傳へられたもので、其の意味は島々を御發見又は御檢分になられたと申す事で、其の譯はと申せば、『生む』の語根はムでムはマ行でミに通じ、ミは見で嶋々を見られたと申す事である。昔は詞は單音で、單音の字數は少ない爲めに一音の語が數種の意味に用ひられたもので、即ちミ又はムの言

生むの意
義

大八島の
發見

葉は『見る』、『發見する』、『檢分する』、『認める』、『生産する』、『創造する』、『觀察する』、『想像する』、『觀念する』等の意味に用ひられたものと見るべきで、恰も小兒は『旨々』の詞の中に、御飯も意味し、乳も意味し、御菓子も意味し、果物も意味し、御馳走も意味すると同様に見るべきである。

其所で二柱の神は共同に御働きになつて第一に淡路の嶋を御發見なされ、次に伊豫の嶋を檢分なされ、伊豫の國、讃岐の國、アハの國、土佐の國等と名稱を定められ、次に隱伎の三嶋を發見せられ、次に筑紫の嶋即ち九州の嶋を檢分せられ、筑紫の國、豊の國、肥の國、熊曾の國と名稱を定められ、次に伊伎の嶋即ち今の壹岐の嶋を發見せられ、次に津島即ち對馬の國を發見せられ、次に佐渡の嶋を發見せられ、次に大ヤマト豊秋津島即ち本島を檢分せられて以上を大八島と定められた。

然る後御還りの折りに又吉備の兒嶋を發見せられ、次に小豆嶋を發見せられ、次に大島を發見せられ、次に女嶋即ち姫島を發見せられ、次に知訶島を發見せられ、次に兩兒嶋を發見せられ、前後合して十四島を御檢分又は御發見なされたのである。

此の當時は固より國境などはありとは考へ得られぬので、發見し給ふたものは皆領土で御發見又は御檢分なされぬ所でも天の下を悉く國の領分と御考へになつたもので、海のあなたにある、國と云ふ國、嶋と云ふ嶋は皆我が國の領分ならざるなしと謂ふ譯合のものであつたのである。

兎に角あの神代の時代に名附けられたる嶋の名、國の名は大體今日迄通用せられて、たとへ多少の改名又は改稱せられた所もあるにしても、舊名で分る程度になつて居ることは、日本は未だ曾つて他國民の侵入を受けたることのない爲めで、こんな幸福な國は世界にないのである。ペテルブルグ、ペテルグラード、レーニングラードなどは異つて居るのである。

教訓

斯くて二柱の神により、日本人は男女の分を正しくすること、過つては直ちに改め、何遍でも正しくやり直すこと、疑はしきことは上長に問ひ正すこと、教へられた通り實行すること、夕、ヨヘル國を修理り固め成せと御命じにならるれば、身

の困難や危険をも物ともせず、祖神の御心に合ふ様、お國の爲めになる様にと、晝夜の差別なく働き抜かねばならぬことを教へられたのである。

第十三章

司々ヲ置カル

次に古事記には二柱の神『既ニ國ヲ生ミ竟ヘテ更ニ神ヲ生ミマス』として生みま
せる神々の御名を列記してある。

古事記本文

既ニ國ヲウミ竟ヘテ更ニ神ヲウミマス。故ウミマセル神ノ名ハ

大事オシ男神。次ニ

石土ビコノ神。次ニ

石スヒメノ神。次ニ

大戸日別神。次ニ

天ノフキ男神。次ニ

大屋ビコノ神。次ニ

風モツ別ノオシ男神。次ニ

海神 名ハ大ワタツミノ神ヲウミマス。次ニ

水戸神 名ハ速秋津日子神。次ニ

妹速秋津ヒメノ神。此ノ速秋津日子、速秋津

ヒメ二柱ノ神。河海ニヨリテ持チ別ケテウミマセル神ノ名ハ

沫ナギノ神。次ニ

沫ナミノ神。次ニ

頼ナギノ神。次ニ

頼ナミノ神。次ニ

天ノ水クマリノ神。次ニ

天ノ水クマリノ神。次ニ

天ノクヒザモチノ神。次ニ

天ノクヒザモチノ神。次ニ

風神 名ハシナツヒコノ神。次ニ

木神 名ハククノチノ神 カミ ヲウミマス。次ニ
 山神 名ハ大山津見神 カミ ヲウミマス。次ニ
 野神 名ハカヤヌヒメノ神 カミ ヲウミマス。亦ノ名ハ野ヅチノ神トマ
 ラス。此ノ大山津見神、野ヅチノ神二神、山野ニヨリテ持チ別ケ
 テウミマセル神ノ名ハ
 天ノサヅチノ神 カミ 次ニ 國ノサヅチノ神 カミ 次ニ
 天ノサギリノ神 カミ 次ニ 國ノサギリノ神 カミ 次ニ
 天ノクラドノ神 カミ 次ニ 國ノクラドノ神 カミ 次ニ
 大トマトヒコノ神 カミ 次ニ 大トマトヒメノ神 カミ 次ニウミマセル神 カミ
 ノ名ハ
 鳥之石楠船神 カミ 亦ノ名ハ天之鳥船神 カミ トマラス。次ニ
 大ゲツヒメノ神 カミ ヲウミマス。次ニ
 火ノヤキハヤ男神 カミ 亦ノ名ハ火ノカガビコノ神 カミ 亦ノ名ハ火ノカ

グツチノ神 カミ トマラス。
 此ノ子ヲウミマスニ因リ、ミホト灸エテ病ミ臥セリ。タグリニナ
 リマセル神ノ名ハ
 金山ビコノ神 カミ 次ニ
 金山ビメノ神 カミ 次ニ尿ニナリマセル神ノ名ハ
 ハニヤスビコノ神 カミ 次ニ
 ハニヤスビメノ神 カミ 次ニ尿ニナリマセル神ノ名ハ
 ミツハノメノ神 カミ 次ニ
 ワクムスビノ神 カミ 此ノ神ノ子ヲ
 豊ウケヒメノ神 カミ トマラス。
 故イサナミノ神ハ火神ヲウミマセルニ因リテ遂ニ神避マシヌ。
 とあり。

注釋

カミヲ生
ムは司を
置かるな
り

古事記神代篇の正しき解釋

五八

此所で第一に考ふべきことは『神を生まる』と申すことである。前講には國を生むは國々を御檢分又は島々を御發見なさることであると解ひたが、神を生まるも其れと似寄つて、夕、ヨヘル國御經營の爲め神々に其々御役目を定められ、仕事を分けられ、司々を置かれたので、丁度後世の大臣以下御造營掛、内藏頭、林野局長官等を始めて置かれたと同様の事で『神』の字よりは『頭』又は『守』の字が當るものと見るべきである。而して設ける、置く、定める等は其時始めての事であるから、『置いて御覽』になられたことである。(註) 古事記には言葉に無關係、無意味の漢字を當て嵌めてあるから、其れに迷はされてはならぬのである。之を要するにウミの語根はミで、ミは見で、今日で申せば『設けて見られ、置いて見られ、定めて見られた』と同じで、但し神代には之れ等の詳細な言葉の區別なく、皆見を用ひられ、之れに敬語オを加へてオミとなり、今日で申せば『置いて御覽になる』と同じことで、オはウに轉じ、ウミとなりたるもので、之を生理學の産みと解するは誤りであると思ふ。

神代の組
織制度

第一に置かれたる『頭』の御名は、

大事オシ男神 即ち大事壓男の神で、男の神は尊稱で、壓への頭、總元締、即ち『大事總纜の頭』で、昔の太政大臣、今日で申さば『總理大臣』に當る方を定められたのである。

次に御造營方に關しての神々は、

石土ヒコノ神 即ち今日では『基礎工事掛の頭』で、毘古は日子又は彦で男性の神の尊稱である。次に

石スヒメノ神 スは棲で『石室の司の頭』で、ヒメは日女又は姫で女性の神の尊稱である。次に

大戸日別神 大戸は御門で、御門固めの守、即ち宮城の『御門警護頭』を定められたので、日別は尊稱である。次に

天ノフキノ神 フキは葺で、天葺男神、即ち『御屋(宮)御造營掛の頭』を定められた。天と男神とは共に尊稱である。次に

大屋ヒコノ神 大屋即ち『御本殿』又は『御本丸の掛の頭』を置かれたのである。次に

風モツ別之オシ男神 風モツはモチの轉で、カザモチは今日のカザヨケ施設で、即ち屏、並木等防風設備、即ち宮城の『外廓の司の頭』で、別もオシヲ(押男)も共に尊稱である。

偕て宮殿外にありては、次に

海神又は大ワタツミノ神 ワタツミは渡つ海で『航海掛の頭』を定められた。次に

水戸神 名は速秋津日子神と申し、此の命を水戸即ち『港の警護頭』と定められた。次に

速秋津ヒメノ神 即ち速秋津日子神の配偶神で、此の二柱の神の御子に『沫ナギノ神、沫ナミノ神、頬ナギノ神、頬ナミノ神』があられたのである。

沫ナギは浪立つ『荒海の警護の頭』で、頬ナギは鏡の様な静かな『河又は湖の警護の頭』であられたのである。ナギ、ナミは配偶神。次に

天ノミクマリノ神 次に

國ノミクマリノ神 ミクマリとは『水配』で即ち飲用水、灌漑水等の『配水の司の頭』と定められた。天とは『高天原』即ち神都、帝都方面の掛りで、國とは『地方掛』と見るべきである。次に

天ノクヒザモチノ神 次に

國ノクヒザモチノ神 クヒは木樋で木樋、竹樋で水を引き廻すに巧みなる司で、サモチはサムチの轉で治翁、即ち『治水の頭』の義である。翁は老人の尊稱で、今日の『給水の掛主任』と見るべきである。先きの水配は大規模の配水で、クヒサム

は細かな給水の掛りと見るべきである。次に

風神 名はシナツヒコノ神、は風門日子の轉で風の吹き出る出口の意で、此の命を風の神即ち『天文氣象の司』とせられ、例へば空色を見て暴風雨襲來等を豫知し航海等を警むる司とせられた。次に

木神、名はククノチノ神、此の命を『森林木材の司』とせられた。ククノチは木々の爺で、森林木材の事に長けた老人で、今の『林野局長官』で、爺は前述の通り老人の尊稱である。次に

山神、名は大山津見神、即ちこの命を『山の守護の頭』と定められた。山の地理案内に精しい老人であられた。次に

野神、名はカヤヌヒメノ神、カヤは茅で、即ち茅野姫ノ命亦の名は野ツチノ神、即ち野ツ爺ノ神で『野や原の守護の頭』と定められた。斯くして今日にも劣らぬ組織制度を定められたのである。

第十四章 同上續キ、イザナミノ命神避マス

次に産業交通其の他に關しては、

天ノサツチノ神、國ノサツチノ神、を御定めになられた。サツチノ神、爺の神は尊稱である。サツはサチの轉で幸である。即ち山の幸、海の幸を司らる、收穫の司の頭を定められたのである。天は前章にある如く帝都方面の司で、國は地方掛りと見るべきである。次に

天ノサギリノ神、國ノサギリノ神、を定められた。サギリはサカリと同じで幸生・彌榮・花盛等のサキ・サカ・サカリ等と同義である。都市の繁盛、繁昌、繁榮を司る頭と定められたのである。天と國との差別は前條同様で都市の繁榮、地方の繁榮を計る義である。次に

天ノクラドノ神、國ノクラドノ神、を御定めになられた。クラトは藏處であつて、五穀、雜貨、商品等の倉庫の司、即ち内藏の頭を定められたので、天にも國にも即

ち帝都にも地方にも夫々司を置かれたのである。次に

大トマトヒコノ神、大トマトヒメノ神、を置かれた。ヒコノ神、ヒメノ神は男神、女神の尊稱で、二柱の神は配偶神と見るべきである。

トマトは泊處で、交通往來の繁昌の爲めに大宿泊所を設けられて、其の司の頭と定められたのである。

次に水路交通往來に關しては、

鳥之石楠船神、又の名は、天之鳥船神、を定められたのである。トリは敏・疾・

鳥等の早い義で、イハは堅牢の義である、早く走る堅牢な楠の獨木舟で、一名ト

リフネ即ち飛脚船の掛りの頭で、天は御用船と申す如き敬語である。普通の航海

には長木の筏を用ひられたのである。即ち水路交通の司を定められたと見るべき

である。次に

大ゲツヒメノ神、を置かれた。オホゲは大食で、大膳職である。即ち神饌及び大膳の司の女神の長を置かれたのである。次に

火ノヤキハヤ男神、又の名は、火之炫ビコノ神、を置かれた。ヲノ神、ヒコノ神

は男神の尊稱である。ヒノヤキハヤは、神代では檜を擦り又は檜の板を檜の鑽で

揉みて火をつくられたにより、早く火を焼つくることの上手な方で、火の司と定め

られたのである。炫は輝と云ふ如く焼と同義である。

偶々イザナミノ命は誤つて火傷を受けられ病み臥されたのである。之を歴史家

が古事記に『此の子を生により炙えて病臥せり』と傳説を上げて居る。併し之れ

は、ウムを生理的の産むと誤解した結果で、即ち火傷の事實と『火の神を産む』

とを結び付けて考へ出した傳説の誤りと見るべきである。此の神の又の名は、

火之カグツチノ神とあり、カグは輝のカガと同じで、火の炫つ爺の神で、爺の

神は老人の尊稱である。

次にタグリに成りませる神の名は、

金山ビコノ神、次に、金山ビメノ神、

二柱の神は配偶神であられた。金山より鑛を取り出して鍛冶の業の司をせられた

のである。タグリとは吐物・唾・痰・シヤクリ等の事で、トンカン／＼と云ふ鍛冶の響は人で申せばシヤクリの響と似寄つて反復し來るによりタグリに因んで思ひ浮ばせらるゝ金山の神を置かれたとの意である。以下同義。

次に尿に成りませる神の名は

ハニヤスビコノ神、次に

ハニヤスビメノ神、二柱配偶神であられた。

ハニは埴で、肥料分の多い土壤。ヤスは彌洲で、何所迄も平坦な濕り氣の多い土地の事で、即ち『廣い平坦な畑地の司』であられた。而して埴は肥料分の多い點に於て尿に關係聯絡を持たして聯想された義である。

次に尿に成りませる神の名は、

ミツハノメノ神、女神であられた。

ミツハはミツホの轉で、水穂、即ち陸穂に對して水田の穂の司で、稻田の司であられた。尿に成りませるとは、田は流動性の肥料の利いた水に因んで居る點に於

て、尿に關係聯絡をもつて聯想されての義である。其を歴史家が多具理即ち吐物や、尿や、尿に出來た神と解するは誤りである。次に

ワクムス日神、を置かれた。日の神は尊稱で、ワクは湧く又は涌くの義。

ムスは産す又は生すの義にて之を合して自然産生の義である。即ち田や畠の人

工耕作に對して野生の山の食物、又は魚貝海草等の自然生産の海の食物の管理

收穫を司る頭を置かれた。而して先きのサツチノ神は陸産海産の廣い意味の産

物の司で、

此の和久産巢日神は陸産海産の食物の司であられた。

此の神の御子は、

豊ウケヒメノ神、で女神であられた。トヨは十節で數多き義。ウケはオケの轉で

大食の義である。即ち御食の材料の豊富を司る姫神であられた。

先きの大宜都比賣は大膳部の司で、此の豊宇氣毘賣は食の材料の司と見るべきで

ある。

斯くしてイサナギ、イザナミの神は三十五柱の神々に夫々分業、分擔を定めて之を命ぜられて天業を翼賛せしめられたのである。而して悼ましくもイザナミノ神は山火事等よりして火傷を受けられ遂に神避りまされたのである。

教訓

此の様に於て二柱の神には先きには國々島々を御檢分又は御發見なされ、次には其の『御國をつくり固めなせ』の御祖の神の御言宣に従はれて、三十五柱の神々に夫々御役を授けられて、國土經營の御仕事を分掌せしめられ、其れ以來日本は一君萬民、夫々天業輔翼の重任を盡すことになつたのである。其れであるから國民は何所迄も各自の立場々々に於て、能く其の業を守り、天業輔翼の爲めであるなら利害を云はないで御國の爲めに盡すこと、祖先の神々の成された様にせなければならぬのである。利害を謀りて事を爲すのは功利主義で全く外國流であるから避けねばならぬのである。

一君萬民
天業輔翼

第十五章 木ノ一ツケニカヘツルカモ

古事記本文

故ココニイザナギノ命詔タマワク、愛シキ我がナニモノ命ヤ、子ノ一木ニ易ヘツルカモ、トノリタマヒテ、御枕方ニ匍匐ヒ、御足方ニ匍匐ヒテ哭タマフ時ニ、成リマセル神ハ香山ノ畝尾ノ木ノモトニマス、名ハ泣サハ女ノ神、故其ノ神避マシシイザナミノ神ハ出雲國ト伯伎國トノ堺比婆之山ニ葬シマツリキ。

註釋

故とは前段を受けて後段を起す詞。
愛シキとは親愛なるなり。

ナニモとは配偶者のこと、吾の妹の約でアニモ、其れがナニモと轉じたるなり。

子ノ一木ヒトツケのコは御子ミコにあらずして木キの古語・木キの葉ハの木キなり、即ち木キの一木ヒトツケは例へば人ヒト一人ひとりと云いふが如ごとく、木キの一本いつぽんと申まをすことである。之これを歴史家レキシカが御子ミコの一人ひとりと見み做なせるは誤あやりである。

香山カゲヤマは炫山かがやまで南みなみの日ひ當あたりのよき山やまを申まをすこと、固有名詞こいうめいしでなく普通名詞ふつうめいしである。然しかるに歴史家レキシカが此この香山かげやまを山やまの名なと解かいして、其その所在しよざいを考證かうしやうするなどは誤あやりである。

畝尾ウネヲのウネは大根おねで、山やまの根ねの廣ひろがりたる尾お、即ち山やまの麓ふもとのことである。

泣澤女ナキサハメは泣なきなくな女をみなと申まをすことである。

比婆之山ヒバノヤマは檜葉ひのきはの山やまにて、檜ひのきはの葉はの繁しげりたる山やまと申まをすこと、然しかるに歴史家レキシカは、

比婆之山ヒバノヤマを山やまの名なと思おもひ之これを出雲いづもと伯伎はうきの堺さかひにある山やまなりと解かいせるは誤あやり、カゲ山やまとヒバ之山のやまとは共に固有名詞こいうめいしではない。

通解

之これを要えらするにイザナギノ命ミコトは親愛しんあいなるイザナミノ命ミコトのお隠かくれになつたことを悼いたま

れて、御枕方おんまくらべに匍はひ、又御足本またおんあしもとに匍はひて泣なき哀あなしまれた、その時とき炫山かがやまの麓ふもとに集あつりたる人々ひとぐは皆みな哀あなしんで聲こゑを揚あげて女泣をみななに泣な噪さわぎ、即ち慟哭びょうこく禁がたじ難がたきものがあつたと申まをすことである。之これを歴史家レキシカによつてナキサハ女の神かみと傳つたへられたのである。而しかして、斯かくてもあらぬにより、神避かみざりまし、イザナミノ命ミコトの御おんなきがらは、其その附近ふきんの檜葉ひのきはの茂しげりたる山やまに深ふかく葬ほうむられたと申まをす事ことである。次に

古事記本文

ココニイザナギノ命ミコト御佩ミハカセル十拳劔トツカトルギヲ拔ヌキテ其子迦具土神ソノミコカゲツチノカミ之頸ノミクビヲ斬キリ玉タマフ。

とあり。之これにも歴史家レキシカの誤あやりがあると思おもふ

注釋

御佩ミハカセは帶おびさせられた申まをすこと。

十拳劔トツカトルギ劔つるぎの刃はの長ながさ十握とにぎりもある劔つるぎと申まをすこと。

迦具土神カゲツチノカミのカゲは前段ぜんだんの如ごとく炫かがである。ツは助語じよじ、チノ神かみは爺ぢの神かみで大木たいぼくの炫かがやかしく焼やけ盛さかる様さまに畏敬おそいの意いを表あらはしたる詞ことばにて、即ち盛さかんに焚もえて居をる檜ひのきはの大木たいぼくを

切り倒された、とのことである。

通解

イザナギノ命は前述の親愛なるイザナミノ命の山火事の火傷によりてお隠れになられたことは檜の一本や二本に替へらるゝことかはと、腰に帯ばせられた十拳の劔を抜いて焼け盛る火本の、大なる檜を斬り倒されたとの事である。然るに歴史家が誤つて、火を産む、火傷、お隠れ、子の一ケ、劔にて斬る等を繋ぎ合せて誤り解し、火の神として生れませる御子の頸を斬られて血がほどばしつた、などと傳説したのは大なる誤りである。

教訓

イザナギノ命は斯かる哀しみの中にも此の災の本たる火本の大木を切り倒されて害の根源を断つことに御盡力あらせられたので、決して火の神と御生まれませる御子の御頸を切らせらるゝ等の事のあらう筈がないので、之れ皆歴史家の取り誤りと見るべきである。又此の哀しみの御有様に同情して焼山の麓に集まれる人共は皆

萬邦無比の國體

女泣きに泣き、慟哭禁じ得なかつた等の同情の場面も仰がるゝのである。世の常の、我さへよければ人はどうでも、と云ふ譯ではなかつたので、我が國は昔の昔から、皇室の御繁榮は國民皆我が事以上に慶び、皇室の御哀しみは我が哀しみ以上に哀しんだので、之れが即ち外國とは異なる、萬邦無比の御國體であると拜すべきである。

第十六章 山火伐攘

古事記本文

(前略)爾其ノ御刀ノサキニツケル血、湯津石村に走リツキテ成リ
 マセル神ノ名ハ
 イハ折神。次に
 根折神。次に
 石ツツノ男神。次ニ
 御刀ノ本ニツケル血モ湯津石村ニ走リツキテ成リマセル神ノ名
 ハ
 ミカ速日神。次に
 ヒ速日神。次に
 建御雷之男神。亦ノ名ハ

建フツノ神。亦ノ名ハ
 豊フツノ神。次ニ
 御刀之手上ニ集ル血、手俣ヨリ漏キ出テ成リマセル神ノ名ハ
 クラオカミノ神。次ニ
 クラミツハノ神。(下略)
 とあり。

註釋

御刀ノサキニツケル血、次ニ御刀ノモトニツケル血、とは此所には生理的の血に
 あらずして、東風、速風、荒風(アラチの轉)等の風にて太刀風と云ふが如し。
 湯津石村 ユツは五百箇にて多數を意味す、イハムラは岩の群なり。
 走リツク は勢込んで木を切り倒される太刀風が向ふの山の斷巖絶壁にコダマ
 するなり。此の時に成りませる神の御名は云々とあるは皆別々の神々とするべきで
 はなく、何れも皆たけきイザナギノ命の御英姿、大御業等を形容したる言辭と見る



べきである。即ち

イハ折神サクノカミのイハは此所こゝには岩石がんせきにあらずして、イは強め詞ことば、ハは根ねに對たいしての端はで、枝えだ、小枝こえだのこと、折さくは切り落おとすなり。

根折神ネサクノカミのネは地中ちちゆうにある根ねにあらずして、此所こゝには枝えだに對たいして幹みき又は木きの根元ねもとにて、枝えだも切り幹みきも根元ねもとも切り割わるなり。此この勇壯ゆうさうなる御姿みすがたを集あつまれる人々ひとびとが、イ

端折神はさくノカミ、根折神ねさくノカミと拜はいしたるなり。次に

石ツツノ男神イハノカミはイハツチの轉てんにて、イハは盤石ばんじやく、ツは助語じよご、爺ちノ男を之神ノカミは敬語けいご

である。次に

ミカ速日神ハヤビノカミのミカは御嚴みいかになり、速はやは迅速じんそくなり、即ち御業みわざの迅はやきこと神かみの如ごとと云いふ類たぐひなり。日ひノ神かみは最敬語さいけいごなり。次に

ヒ速日神ハヤビノカミのヒは此所こゝにては樞ひにあらずして火ひなり、ハヤは迅速じんそくにして、振ふるはれたる神劍しんけんに炎上えんじやうせる火ひが映えいじて眞しんに文字もじの如ごとく電光石火でんくわうせきくわの御有様おんありさまの形容けいようなり。次に

建御雷之男神タケミカヅチノカミのタケは武勇ぶゆうなり、ミカは同上御嚴どうじやうみいかになり、ツは助語じよご、チノ男をノ神ノカミ

は敬語けいごで勇武崇嚴ゆうぶすうごんの形容けいようなり。又またの御名みなは

建タケフツノ神カミ、豊布都神トヨフツノカミのフツはフトの轉てんにして太即ふとすなはち偉大みだいなるなり、タケは武

勇ゆうの御働みはたらき、トヨは十節とよにて丈高たけたかく所謂いはゆるくわいひ魁偉ごようばうの御容貌けいようを形容けいようしたるなり。次に古事記こじきの御刀みはかしの手上たがみに集あつまちる血ち、手ての僕またよりぐり出いでて成なりませる神かみ云々んぬんと

あるは、最後さいごの伐木ばつぼくの御業みわざを終おんあせられて御汗おんあせの滴した、其その時ときにと申まをすことである。其その時ときの神かみの名みなは

クラオカミノ神カミのクラは暗くらきなり、オカは丘おかの轉てんなり、ミノ神カミは敬語けいごなり。次に

クラミツハノ神カミのミツはミチの轉てん、ハは端はにして道みちの端は又は道みちの邊へなり、即ち伐木ばつぼくの御業みわざを終おんあせられた時ときは炎上えんじやうせる火ひも殆ほとんど消きえ、日ひも西山せいざんに沈しづんで、周圍しうゐの丘おか

も、山やまも、山道やまみちも皆薄暗みなうすぐらくなつて殘のこつた、この御有様おんありさまを敘じよしたるものと見るべきである。

通解

神は最敬語

上代じやうだいは神かみの御姿みすがた、神かみの御業みわざ、神かみの在まします場面ばめんの御有様おんありさま等とう共に最敬語さいけいごの神かみを以もつて

古事記神代篇の正しき解釋

云ひ現はされたるものと見るべく、即ち『神』は今日の『御』の字に當ると見るべきである。斯くしてイザナギノ命は武御巖即ち勇武の御氣象で、豊太即ち魁偉の御容貌で、神劍を振はれ、イ端折即ち枝も切落し、根幹も伐り割り。其の太刀風はユツイハムラ即ち斷巖絶壁にコダマし、或る時は御手を休められてイハツチ即ち盤石不動の御姿となり、又或る時はミカハヤ、火ハヤで眞に雷光石火の御働きをせられ、終に全く御業を終らせられた時は流汗御手よりも滴り、炎上せる火焰も全く消え、日は西山に没して山を見ても道を見ても、クラオカ、クラ道端で四顧暗澹となり終つたと、誠に名文を以て此の伐木の御有様を古史が敘述してあるのである。之を史家が誤り解して御子カゲツチの御首を切られて血が飛散して其の血に諸々の神が御現はれになつたとさせるは、是れは解釋の誤りで日本の古史は正しき事實を敘述して居ると知るべきである。

第十七章 同上續キ

古事記本文

殺サエマシシ迦具土神之頭ニ成リマセル神ノ名ハ
 マサカ山津見神 次ニ胸ニ成リマセル神名ハ
 オト山津見神 次ニ腹ニ成リマセル神名ハ
 奥山津見神 次ニ陰ニ成リマセル神名ハ
 クラ山津見神 次ニ左手ニ成リマセル神名ハ
 シギ山津見神 次ニ右手ニ成リませる神名ハ
 ハ山津見神 次ニ左足ニ成リマセル神名ハ
 原山津見神 次ニ右足ニ成リマセル神名ハ
 ト山津見神 故斬リ玉ヘル刀名ハ
 天之ヲハ張トイフ。亦名ハ

イヅノヲハバリトイフ。

とあり。

註釋

此の一篇も實は史家が神の御子が殺されまししと誤解せるより出でたるもので、其は前述の如く、焼けたる檜の大木が切り倒されたにより、山々の展望が全く變つたと申すことを叙述せられたものと解すべきである。

即ち第一に切り倒されし燃え輝やいた檜の大木(カグツチ)の、人ならば頭に當る木の上部によつて隠されて見えなかつたマサカ山も見ゆる様になつたとの事。

マサカ山津見のマサカは眞坂で峻峻な山頂のこと、ツは助語、ミは見で、即ち峻峻な第一高峯も見ゆる様になつたとの事。

次に人ならば胸に當る所の木の中程より上の部によつて隠されてあつた。

オト山も見ゆる様になつた。オトは弟又は乙で、即ち第二の高峯も見ゆる様になつたとのことである。次に人ならば腹に當る、大木の中央部によつて隠されてあ

つた所の

奥山も見ゆる様になつたとの事(奥山津見)。次に人ならば下腹以下の部、即ち大

木の中程より少し下の部によつて隠されて居つた所の

クラ山も見ゆる様になつた。クラヤマとは晝尚ほ暗き森林の事で、之れも見ゆる

様になつたとのこと。次に人ならば左の手、即ち大木の左の枝によつて隠されてあ

つた所の

シギ山も見ゆる様になつた、シギ山とは繁山で、左の方即ち東の方に當る木の

繁れる山も見ゆる様になつたとの事。次に右枝に隠されてあつた所の

ハ山も見ゆる様になつた。

ハヤマとは山の端で、右即ち西の方の山の麓も見ゆる様になつた。次に左の足に

相當する所の

原山 即ち山の東の野原も見ゆる様になつた。又右足に相當する西の方の

ト山 即ち外山又は遠山も見ゆる様になつたとの事である。

故斬り給へる刀の名は

天之ヲハバリ・又はイツノヲハバリと云ふとあり、天は最敬語、イツは嚴にて御稜威なり、ヲハバリは御火振の轉にて燃え熾る大木を切りて文字の通り火花を散らせしにより火振又は火振の劔と呼んだので、恰も草を薙ぎたるにより草薙の劔と呼ばれたると同様と見るべきである。ヲは雄又は大の轉で敬語、ヲホフリは語路の不便よりヲハバリに轉じたと見るべきである。

斯くしてイザナギノ命は輝く大木を切り倒されて山火事の慘害を豫防し、其のお姿は或る時は盤石不動となり、或る時は電光石火の御働きをせられ、其御刀は天ノヲ火振と呼ばれ、切り終られた時は流汗淋漓で日も暮れ、山も自から闇く、路も暗くなる頃で、翌朝人が起き出でて四方を眺むれば向ふの山の風景眺望も變りて第一高峯も、第二高峯も、森林も、野も、原も、麓も、遠山も見えて、美しく明るくなつたとの實際の記事で、極めて明瞭に且つは名文で記されてあるので決して生理的に山を産まれたり、島を産まれたり、火を産まれて、御子を切られたり、切られた

御子の頭に、胸に、腹に、陰に、手に、足に神が産まれられたなどと解釋すべきではないので、日本は眞言の國で、總べてが眞實の記載で、誇大や捏造又は虚構の事實はないと見るべきである。

教訓

斯くしてイザナギノ命は何事も世の爲め祖神の爲めと思召し、夕、ヨヘル國を固めなす爲めに御努め遊ばされたので、明治天皇の 朕親から艱難の先きに立ち親ら四方を經營しと仰せられたると全く御同様と拜すべきである。

從つて吾々人民も全く私を捨て、公に奉じ、天業翼賛の爲めに各種分擔の事柄に盡し、神の農業、神の工業、神の商業、神の學問、神の政治、神の經濟、神の外交、神の軍事に盡すべきである。人はどうでも我さへよければと云ふのは獸的仕業で、人にもよく又己れにもよくは人の仕業で、己が身を顧みずして人の爲めに盡すことが即ち神の仕業であると解すべきである。

私を捨て
公に奉ず

第十八章 ヨミノ國

古事記本文

ココニ其ノ妹イザナミノ命ヲ相見マクオモホシテ黄泉國ニ追ヒイ
 デマシキ。スナハチ殿ノアゲ戸ヨリ向ヒマス時ニイザナギノ命語
 ラヒ玉ハク。愛シキ我ガナニモノ命。吾ト汝ト作レル國未ダ作り
 竟ヘズ。故還リマサネト。ココニイザナミノ命ノマヲシ玉ハク。
 悔シキカモ速ク來マサズテ。吾ハ黄泉ヘグヒシツ。然レドモ愛シ
 キ我ナセノ命入り來マセル事恐ケレバ還リナムヲ。シバラク黄泉
 神トアゲツラハム。我ヲナ視タマヒソ。カク申シテ其ノ殿内ニ還
 リ入りマセルホド。イト久シクシテ待チカネ玉ヒキ。

註釋

古事記の此の章は史家によりヨモツ國即ち死の國に入らせられたることを畫いた

ものとして難解の一つとせられて居るが、其れは間違ひでヨモツ國又はヨミノ國と
 は夢の國と申すことで、即ちイザナギノ命はイザナミノ命に御會ひになされた夢を
 御覽なつた一場の夢物語りと解すべきである。

ヨモツ國
は夢の國

ヨモツ國 とは、ヨモのモはマ行でミに通じ、ツは接續の助語でヨミノ國、即ち
 夜見の國で、之れが又一轉してユメとなるのである。即ちヨはヤ行でユに通じ、ミ
 はマ行でメに通じ、夜間睡眠中精神的に見る現象を夜見又は夢と云ふのである。此
 の章は夢に御覽なつた通りを其の儘御話になられた爲めに不思議なことが記載され
 てあるが、其れは御夢であるから仕方がないのである。

其を史家はヨモツ國、ヨミノ國とは何所であらうと考證して、暗の國即ち闇黒世
 界であるとか、又は死の國、黄泉の國、地下の國、根の國、底の國、出雲の一地方、
 伯耆の夜見島（今は半島となつて、一名弓濱と呼ぶ）、或は朝鮮、或は西方の國、或
 は太平洋の眞中に昔あつた大陸等種々の臆説迄致して居るのは皆誤りと見るべきで
 ある。

イモは配偶者又は年下の女性に對する親みある呼び方、即ちイザナギノ命は妹イザナミノ命にお會ひならうと思召されて夢に御覽なられた。之れから先きは全く夢物語に入るのである。

即ち其所に御殿があつて、イザナミノ命が其内に御出でになるので、其の殿の騰戸即ち上へあけて開く戸口より向ひ會はれた時にイザナギノ命仰せらるゝのには、親愛なる我がナミノ命（我がイモの尊稱）、吾れと汝との作り掛けし國いまだ作り竟へてないので、還つて欲しいと仰せられ、其所でイザナミノ命の申され玉ふには、悔しきかも。即ち誠に残念に思ひ暮しましたが、疾く御出でのなかつたものだから、吾はヨモツヘグヒシツ、即ち

暗い此の世界に日の光りを仰ぐことも出來ずに、ヘグヒ 即ち食事にも火を燈して漸く事を辨じて居りましたので、へは八行でヒに通じヘグヒは火食、即ち火を燈して食事せられた。今で神佛に燈明を上げると同じ意。

されども親愛なる我がナセの命（尊稱で背の君と同じ）、御出下されたことは誠に恐しければ、還らうかと存ずるにより、暫くヨモツ神、此所の取り締りの頭に言ひ譯けして參るにより御待ち願ひたい、暫く御控へ下さい、私を御覽ならないで下さいと、斯く申して其の御殿の内に還り入りませるのみで、いと久しく待たれても待たれても御出でのないので御待ちかねになられたとの事。

古事記本文

故左ノミミツラニ刺サセルユツツマ權ノ男柱一ツ取りカキテ一火トモシテ入り見マス時ニウジタカレトロロギテ。頭ニハ大雷居リ。腹ニハ黒雷居リ。陰ニハ拆ク雷居リ。左ノ手ニハ若雷居リ。右ノ手ニハ土雷居リ。左ノ足ニハ鳴雷居リ。右ノ足ニハ伏雷居リ。并セテ八ノ雷成リ居リキ。

註釋

其所で御覽になつてはならぬと止められたけれども、見ずに居られなくなり、終

に左の

ミミツラ 即ち御髮の一部を耳の前に結び下げられたる所に、刺されたる。

ユツツマ櫛 即ちユツは五百箇にて數々ある櫛の齒、ツマ櫛は爪櫛にて小なる櫛

の、男柱即ち親柱一つ缺き取りて之に一火燈して殿に入り御覽になると、其の御有

様は驚くばかりで、命の御體は

ウジタカレ 即ちウジはウは多いことで澤山の、シは虫ケラ、即ち虫は生シで、

發生する生物のこと、即ち多數の蛆虫が涌いて、

トロゴギテ はドロ／＼に溶けかゝつて居る形容、其の外、頭に、胸に、腹に、

陰に、左の手にも、右の手にも、左の足にも、右の足にも、其々に大雷、火の雷、

黒雷、拆く雷、若雷、土雷、鳴雷、伏雷合せて八種の雷鳴つて大變な事になつて居つたとの事である。

なつて居つたとの事である。

通解

之を要するに、イザナギノ命はイザナミノ命を思ひ忍ばせられて『吾ト汝トツク

夢の中に
も國造り

レル國未ダツクリ竟へズ故還リマサネ』と御夢を御覽になつて居らるゝので、今、
殿の戸口で御話を交はされたと思ふ間もなく、火を燈して御覽になると蛆たかれト
ロロギて、其の上に火傷當時の全身御痛の現場が御夢に御覽なされて全身に八種の
雷が鳴り響きて百雷の一時に落ちた様な感じに打たれて驚きになられ、將に逃げ
出されんとする光景を明ら様に御話しになられた一章であるので、之れ以下まだ様
々の事柄が夢の中に、幕が代る様に現はれ來るので教訓になることも多く承るこ
とが出来るのである。

第十九章 同上續き

古事記本文

ココニイザナギノ命見畏ミテ逃ゲ還リマス時ニ。其ノ妹イザナミ
 ノ命。吾ニ辱見セ玉ヒツト申シタマヒテ。即チヨモツ醜女ヲ遣ハ
 シテ追ハシメキ。カレイザナギノ命。黒御鬘ヲ取リテ投テ玉ヒシ
 カバ。乃チ蒲子生リキ。コレヲ據ヒ食ム間ニ。逃ゲイデマスヲ。
 猶追ヒシカバ。亦其ノ右ノミミヅラニ刺サセル、ユツツマ櫛ヲ引
 キカキテ投ウテタマヘバ。乃チ筍生リキ。コレヲ拔キ食ム間ニ。
 逃ゲイデマシキ。マタ後ニハ。其ノ八ノ雷神ニ千五百ノヨモツ軍
 ヲ副ヘテ追ハシメキ。カレ御佩セル十拳劔ヲ抜キテ後手ニフキツ
 ツ逃ゲ來マセルヲ。猶追ヒテヨモツヒラサカノ坂本ニイタル時ニ。
 其ノ坂本ナル桃ノ子ヲ三箇トリテ待チ撃チ給ヒシカバ。悉ニ逃ゲ

返リキ。ココニイザナギノ命桃子ニノリ給ハク。汝吾ヲ助ケシガ
 如。葦原ノ中國ニアラユル、ウツシキ青人草ノ苦瀨ニ落チテ。ク
 ルシマン時ニ。助ケテヨト、ノリ給ヒテ。オホカムツミノ命トイ
 フ名ヲ賜ヒキ。

註釋

見畏みとは驚かれての意。辱見せとは辱しめ給ふの意。ヨモツ醜女とは夢に現は
 れた賤女、下女、腰本と申す類。黒御鬘とはカツラは髮連にて御髮の一部を耳の前
 に分けて、之を蔓草などにて結び下げ、一種の飾りともなしたるもの。投テとは擲
 つの古語。蒲子とは蔓草の實にて一説に野葡萄の實。據ヒは拾ひの古語。筍とは
 竹芽菜にて竹の芽の柔かく食し得らるゝ部、即ち筍である。フキツツは振つつの
 古語。ヨモツヒラサカとは夢の中に出遇はした平坂即ち割りに急でない坂。ウツシ
 キ青人草とは愛すべき民草と云ふに同じ。苦瀨は苦境、窮境である。オホカムツミ
 ノ命とは大神ツ實ノ命で、桃の實に尊敬の意を表せられての名稱である。

古事記本文

最後イハテに其ソノ妹イモイザナミノ命ミコト 身ミ自ミツ追カラヒ來オマシキ。スナハチ千引石チビキイハ
 ヲヨモツヒラ坂サカニ引ヒキ塞サヘテ。其石ソノイハヲ中ナカニ置オキテ。アヒ對立ムキタタシテ。
 コトドヲワタス時トキニ。イザナミノ命ミコトノマヲシタマハク。愛ウツクシキ我ア
 ガナセノ命ミコト。カクシタマハバ。汝イマシノ國クニノ人草ヒトグサ。一日ヒトヒニ千頭チガシラヲ絞クビリ
 殺コロサムトマヲシタマヒキ。ココニイザナギノ命ミコト詔ノリ給タマハク。愛ウツクシキ
 我アガナニモノ命ミコト。汝イマシシカシ給タマハバ。吾アレハヤ一日ヒトヒニ千五百チイホ産屋ウツヤヲ立タ
 テムトノリ給タマヒキ。(中略)ココヲ以モテ一日ヒトヒニ必カナラズ千人チビトシニ死ヒトヒ。一日ヒトヒニ必
 ズ千五百チイホ人ヒトナモ生ウマルル。カレ其ソノイザナミノ命ミコトヲヨモツ大神オホカミトマ
 ラス。亦マタ其ソノ追オヒシキシニヨリテ。道敷チシキノオホカミ大神オホカミトモマヲスト云イヘリ。
 亦マタ其ソノヨミノ坂サカニ塞サヤレリ石イハハ道反チガヘシノオホカミ大神オホカミトモマヲシ。亦マタ塞サヤ坐サヤリマスヨ黄泉ヨミ
 戸ドノオホカミ大神オホカミトモマヲス。(下略)

註釋

千引石チビキイハとは千人にんが掛りがで引ひく様やうな大石おほいし。コトドヲワタスとはコトドは別辭ことごとにて最終さいしゅう
 の別わかれの詞ことばを云いひ渡わたすなり。千頭ちがしらとは千人にんなり。追おヒシキシは追おひ來きたるなり。道敷ちしき
 は路導みちしるべなり。塞さやレリシは塞ふさぎしなり。道反ちがへしとは襲來しふらいばうし防止ぼしなり。

通解

イザナギノ命みことはイザナミノ命みことの御骸おんなきがらの御夢おんゆめを御覽ごらんになり、其その蛆うぢたかりト口くち
 ギて、其その上うへ四肢し五體たいに雷いかづちの鳴なり響ひびいて居ゐる有様ありさまに見驚みおどろかれて、逃にげ歸かへらんとせ
 られしを、イザナミノ命みことは『吾あをな見給みたまへそ』の禁止きんしの約束やくそくを無むにして御覽ごらんなられ
 しを恥はぢられて、女下部をんなしもべに命めいじて追おはしめ給たまひ、後のちに八種しゆの雷いかづち神かみや千五百ちいほの夢ゆめの
 軍人いくさびとをして追おはしめられたので、イザナギノ命みことは御髮みかづらを擲なげたれ 又また御櫛みくしを擲なげたれた
 が、其それが夢ゆめに野葡萄ぶどうや筍たけのこになつて、彼等かれらは其それを食たべて居ゐる間に十拳とつかの劔つるぎの後手うしろで
 に振ふりつゝ逃にげられたが、まだ追おひ來きたるにより、遂つひに夢ゆめの平坂ひらさか迄まで逃にげられたので、
 其その麓ふもとの桃ももの實みを三個みつつと取とつて擲なげたれたら、彼等かれらは皆恐みなおそれて歸かへり行いつたが、後のちにはイ
 ザナミノ命みこと御自身みことごしんが追おひ來きたられしにより、千人にんび引きの大石おほいしを平坂ひらさかに立たて塞ふさぎて漸やうやく

の事ことで之これを禦ふせぎ止とめられた恐おそろしき御夢おんゆめを御覽ごらんになられたとの事ことである。

教訓

大慈大愛

其その中なかに教訓けうくんとしてうかがはるゝ事ことはイザナギノ命みことは其その桃ももの實みに向むかつて仰おほせらるゝのには『汝なんぢが吾われを助たすけしが如ごとく、葦原あしはらの中なか國くににありとあらゆる愛あいすべき民草たみぐさの苦境くきやう、逆境ぎやくきやうに落ちて苦くるしまん時に其その皆みなの人ひとを助たすけてよ』と宣のり給たまひて其その桃ももの實みを大神おほがみの實みと呼よばせられたと申まをす如ごとき、御自身ごじしんの御困難ごこんなんにつけても、直すぐ民草たみぐさの身みの上うへを御案ごあんじになり、武たけきイザナギノ命みことの御夢おんゆめの間まにも民草たみぐさを御忘おわすれにならぬ大御おほみ心こころの御情おんなさけの深ふかさの程ほどを拜はいせられて恐おそれ入いるのである。次つぎに又また御夢おんゆめの中なかに追おはるゝ逃にげらるゝと申まをす恐おそろしき場面ばめんの最後さいごの御別おんわかれの御詞おんことばにも『親愛うつくしきなる吾あがナセノ命みこと』親愛うつくしきなる吾あがナニモノ命みこと』と敬愛けいあい、親愛しんあいの大御心おほみこころを互たがひに失うしなはせられなかつた事ことや、又また御夢おんゆめに『然しからば葦原あしはらの中なかつ國くにの民草たみぐさを一日ひとひに千人にんづつ絞くびり殺ころさんと仰おほせらるゝに對たいし、然しからは一日ひとひに千五百ちいほの産屋うぶやを立てゝ、其それで一日ひとひに五百人にんづつ餘計よけいに生うみ出ださるゝと仰おほせられた事ことなど、如何いかに堅忍けんじん不拔ふつで大難だいなんに處しよしても希望きぼうを失うしなはせ給たまはず、

百折不撓
千挫不屈

艱難かんなんに處しよしても勇氣ゆうき百倍ばいする吾わが大和魂やまとたましひの模範もはんを御示おんしめしになり、御夢おんゆめの間まにも進取しんしゆの御氣象ごきしやうを失うしなはせられなかつた事ことを窺うかがふことが出來できて、誠まことに吾われ々ごと日本國民にっぽんこくみんの萬世ばんせいの龜鑑きかん、且かつは民たみに君きみたる大御心おほみこころの仁慈じんじの程ほどが伺うかがはれますことを難有ありがたく思おもふにつけても、國民こくみんの益々ますます忠勤ちゆうきんを勵げまねばならぬことを思おもはせらるゝのである。

第二十章 ミソギハラヒ

古事記本文

ココヲ以テイザナギノ大神詔リ給ハク。吾ハイナ、シコメシコメ
 キ穢國ニ到リテアリケリ。故吾ハ御身ノ禊セムトノリタマヒテ。
 筑紫ノ日向ノタチバナノ小門ノアハギ原ニ出テ禊祓給ヒキ。故投
 ウツル御杖ニナリマセル神ノ名ハ、
 衝立船戸神。次ニ投ウツル御帶ニナリマセル神ノ名ハ。
 道之長乳齒神。次ニ投ウツル御裳ニナリマセル神ノ名ハ。
 時置師神。次ニ投ウツル御衣ニナリマセル神ノ名ハ。
 ワヅラヒノウシノ神。次ニ投ウツル御禪ニナリマセル神ノ名ハ。
 道俣神。次ニ投ウツル御冠ニナリマセル神ノ名ハ。
 飽咋之ウシノ神。次ニ投ウツル左ノ御手ノ手纏ニナリマセル神ノ

名ハ。

奥疎神。次ニ奥ツナギサビコノ神。次ニ奥ツカヒベラノ神。次ニ

投ウツル右ノ御手ノ手纏ニナリマセル神ノ名ハ。

邊疎神。次ニ邊ツナギサビコノ神。次ニ邊ツカヒベラノ神。(下略)

註釋

イナシコメシコメキのイナは感動詞、如何にも、甚い、と云ふ類。シコは足子の
 約にて賤しきもの、醜、醜男、醜女と云ふが如し、即ち醜めかしいの意、重ねたる
 は強調したるなり。穢き國とは夢に御覽なりたる蛆たかれトロゴギ、暗闇で、醜
 の多き嫌らしい國で、大御身には冷汗をか、れ、御氣分も晴々せられぬなり、其所
 で御目醒になられた。御身は大御身の轉で御體の汚れの禊せられんとて。筑紫は九
 州で、日向は東南海に開いた今の日向の國の、タチバナのハナは先端、崎、岬、
 の事でタチバナは切立たる岬で浪風が防がれたる、小門は小な水門即ち小港のあ
 る所で、今日の鵜戸は小門の轉で、鵜戸岬、鵜戸神社のある所。アハギ原の、原

は海原で、アハギはアワギの轉で泡生、即ち風で軽く白浪の立つ遠淺の海水で禊
即ち身滌せられたのであつた。史家が橋の生ひたる野原と解したのは誤りで
ある。

其所で御杖も御帶も御召物も皆投げ棄てられたが、其所に夫々の神様が御現はれ
になつたと書いてあります、此の時の神々と申すは神佛と申す様の神でなくして、
其の時のイザナギノ命の御感想を其の有りの儘に御述べになつたのが此の御言葉で
あります、夫れを後人が神の御名と尊稱されたものと拜すべきである。即ち次の通
りである。

一切を放

投ウツルは前述の如く投棄するなり。即ち第一に御杖を投棄てられた時に、其の
御杖が淺瀬に衝立つた、其の状恰も船繋ぐ杵の様で、船の出入をする小湊（小水門
即ち船門）の様に見えたと觀念せられたのである、夫れが正當の解釋であるが、後
人がイザナギノ命は神を産まる、神であると思ひ込み教へ込んだ爲めに、後人は一
切を神の名として衝立つ船戸ノ神と述べ傳へたものと見るべきである。

次に投げうつる御帶になりませる神の御名は道之長乳齒神と書かれてあるが、其
の文字の通りに見ると分らなくなる、文字の當て方が違つて居る、即ち夫れは次
ぎの通りに解釋すべきである、長乳は長道で、齒は端である、長道端とは狭く細
長き道路の端が雲や霞の中に消え行く様な有様であつたと仰せられるので、即ち
投げ棄てられた御帶の一端が手近にあつて他端が引く浪に持ち行かれて細長く延び
た様が如何にも道路の長い道の端が雲霞に消え行く様に彷彿たりと仰せられたこと
である。

次に投棄る御裳とは、腰から下に巻く上褌で、中古の女官の服装に用ゐた裳は其
の變形で、裳は女子が用ゐるもので、男子が着用した例は此の場合以外には見當ら
ないとの事である、時置師とは簡單に御裳は其所に解き置かれたとの事である。
次に投げ棄つる御衣とは御裳に對して腰より上に衣るもので、膝迄の長さで、袖
は筒袖に仕立て、あつたものである、之を投げ棄てられると、波に打ち寄せられて
皺になつて病み煩らつた老人の顔の様に聯想されたとの事、即ちワヅラヒの大人と

仰せられたのである。

次に投げ棄る御禪とは裳の下に着る股引様のもので股が二つに別れて居つて、之を投げ棄てられたら二俣に分れて浪に引き流される様が追分の路の二俣に分れる所の様に聯想されたとの事で道俣と仰せられたのである。

次に投げ棄る御冠とは埴輪土偶に見る冠様のもので、頭に嵌まる所が口の様になつて居る爲めに、夫れが倒に波に浮いた形が口開いた老人、又は欠伸した年寄の様に思はれたとの事、夫をアキグヒノ大人と仰せられたのである。今日のアクビはアキグヒの約。

次に投げ棄る左の御手の手纏とは後世の弓籠手の如きものとも云はれて居るが、夫れが沖の方に遠く流れて行つた爲め沖疎ると仰せられ、又沖の渚に浮いた場面も見られ、又沖の方に浪に引かれた貝瓣の様にも御覽になつたと仰せられたとの事(沖つかヒビラ)。

次に投げ棄つる右の御手の手纏に成りませる神の御名はとは、右の手甲を投げら

れた時は淺瀬の海邊に打ち寄せられた爲めに、邊疎るとも仰せられ又、海邊の渚に寄せられたにより、邊つ渚とも仰せられ、又海邊に打ち寄せられた貝瓣の様に御覽なられて、邊つ貝瓣とも仰せられたのである。

斯くしてイザナギノ神の禊の第一段として杖も、御冠も、御帶も、御裳も、御衣も、御禪も、手纏も棄てられて御裸になられて、之れから海水にひたられて禊せらるゝ第二段に入らるゝのである。

其の時の投げ棄てられたものが浪に打ち流され、打ち寄せらるゝ有様を誠に手に取る様にありの儘に御話しなられて御出になり、夫により昔の上つ方の御召の状況も略うかゞはるゝことになつて居るのである。

夫れを後世の人が前にも申した如く命は神を生まるゝ神と信じて一言一句其の下には神の字を添へて語り傳へ、聽き傳へて其の儘古事記に載せられたものと見るべきである。

夫れが遂には日本の歴史は荒唐無稽とか、單なる神話傳説に過ぎないとか云はる

る様やうになるとは、誠まことに殘念ざんねんのこと、思おもふ。一方ぱうには古ふるい日本にっぽんの歴史れきし程ほど正直しやうぢきに有ありの儘まに叙述じよじゆつせられてあるものはなく、少すこしの修飾しうしよくもなく僅わづかの誇張こちやうもなく、皆事實みなじじつ有ありの儘まに記述きじゆつされたもので即すなはち眞言まこと（誠まこと）其そのものであることを海内海外かいだいがいがいに宣揚せんやうしたいと思おもふのである。而しかして偉大みだいな教訓けうくんは自おのづから其その内うちにあるのである。

第二十一章 同上續じやうつづき

古事記本文

ココニ上瀬カミツセハ瀬速セハヤシ。下瀬シモツセハ瀬弱セヨハシト詔ノリゴチタマヒテ。初ハジメテ中瀬ナカツセニ
 オリカヅキテ滌ソ、ギ給タマフ時トキニナリマセル神カミノ名ミナハ。
 八十禍津日神ヤソマガツヒノカミ 次ツギニ
 大禍津日神オホマガツヒノカミ コノ二神フタハシラハ其穢ソノキタナキ繁國シキグニニ到イタリマシシ時トキニ汚ケガレ給タマヒシ
 ニヨリテナリマセル神カミナリ。次ツギニ其ソノ禍マガヲ直ナホサムトシテ、ナリマ
 セル神カミノ名ミナハ
 神直毘神カムナホビノカミ 次ツギニ
 大直毘神オホナホビノカミ 次ツギニ
 イヅノメノ神カミ 次ツギニ水底ミナソコニ滌ソ、ギ給タマフ時トキニナリマセル神カミノ名ミナハ。
 底津ソコツワタツミノ神カミ 次ツギニ底筒ソコツツ之男命オノミコト。中ナカニ滌ソ、ギタマフ時トキニナリマ

セ^ル神^ノ名^ハ。

中^ツ津^ワツ^ツミ^ノ神^{カミ}。次^ニ中^ツ筒^ツ之^ノ男^ヲ命^{ミコト}。水^{ミツ}ノ上^{ウヘ}ニ^ツ滌^ソギ^{タマ}給^フ時^{トキ}ニナリ

マ^セル^神ノ^名ハ。

上^ツ津^ワツ^ツミ^ノ神^{カミ}。次^ニ上^ツ筒^ツ之^ノ男^ヲ命^{ミコト}(中^ツ略^ト)。コ^コニ^ヒ左^{タリ}ノ^ミ御^メ目^メヲ^{アラ}洗^ヒ

タ^マフ^時ニ^ナリ^マセ^ル神^ノ名^ハ。

天^{アマ}照^{テラス}大^ス御^{オホ}神^{カミ}。次^ニ右^ミノ^{キリ}御^ミ目^メヲ^{アラ}洗^ヒタ^マフ^時ニ^ナリ^マセ^ル神^ノ名^ハ。

月^{ツク}讀^{ヨミ}命^{ミコト}。次^ニ御^ミ鼻^{ハナ}ヲ^{アラ}洗^ヒタ^マフ^時ニ^ナリ^マセ^ル神^ノ名^ハ。

建^{タケ}速^{ハヤ}須^ス佐^サ之^ノ男^ヲ命^{ミコト}。(下^シ略^ト)

註^チ釋^{セキ}

瀬^セの^{カミ}上^{カミ}下^{シモ}、速^{はや}し弱^{よわ}し等^{とう}は地^ち勢^{せい}により浪^{なみ}の動^{うご}き水^{みづ}の深^{ふか}さに種^{しゆぐ}々の條^{でうけん}件^{けん}があつて、先^まづ中^{なか}つ瀬^せ即^{すなは}ち早^{はや}からず遅^{おそ}からぬ所^{ところ}に下^{くだ}り立^たたれた、カ^カヅ^ヅキ^キの力^{ちから}は頭^{とうぶ}部^ぶなり、即^{すなは}ち頭^{とうぶ}上^{じやうぶ}部^ぶより水^{みづ}にひたり又は水^{みづ}をかぶりて滌^そぎ洗^{あら}はれんとせられたが、御^{おん}自^{みづ}から驚^{おどろ}かる程^{ほど}、垢^{あか}一^いぱいであられた、其^その御^{おん}有^{あり}様^{さま}誠^{まこと}に八^や十^そ禍^{まが}、大^{おほ}禍^{まが}であられたとの事^{こと}、マ^マガ

八十^やマ^まガ^が

大神^{おほ}直^{ちか}直^{ちか}

は曲^{まが}、枉^{まが}、禍^{わざはひ}害^{がい}、邪^{じや}惡^{あく}、災^{さい}害^{がい}、汚^{おく}穢^{わい}なり、神^{かみ}とは他^た人^{にん}にあらず、イ^イザ^ザナ^ナギ^ギノ神^{かみ}御^ご自^じ身^{しん}の事^{こと}以下^{いげ}同^{どう}之^し。即^{すなは}ちイ^イザ^ザナ^ナギ^ギノ神^{かみ}御^ご自^じ身^{しん}が八^や十^そ禍^{まが}ツ^ツ日^ひ神^{かみ}、大^{おほ}禍^{まが}ツ^ツ日^ひ神^{かみ}であられたのである、日^ひ神^{かみ}は敬^{けい}稱^{しよう}語^ごである、次^{つぎ}に其^そのマ^まガを清^{きよ}め洗^{あら}はれた時^{とき}には神^{かみ}直^{ちか}、大^{おほ}直^{ちか}となられ、即^{すなは}ちイ^イザ^ザナ^ナギ^ギノ命^{みこと}御^ご自^じ身^{しん}が神^{かみ}直^{ちか}日^ひ神^{かみ}、大^{おほ}直^{ちか}日^ひ神^{かみ}と御^{おん}成^{なり}りなられたのである、同^{どう}時に又^{また}イ^イツ^ツノメ^メノ神^{かみ}となられたので、其^そのイ^イツは齋^{いづ}なり、メは身^みの轉^{てん}にて即^{すなは}ち齋^{いづ}ノ身^み神^{かみ}となられた事^{こと}で、清^{しやう}淨^{じやう}其^{その}もの、御^{おん}體^{たい}となられたとの事^{こと}と承^{うけたま}はるべきである。繁^{シキクニ}國^{くに}のシ^シキは濕^{しけ}、又^{また}は繁^{しけ}茂^けで泥^{でい}濁^{ねい}又^{また}は荒^{こう}廢^{はい}の國^{くに}。次^{つぎ}に水^{みづ}底^{そこ}にくぐりて全^{ぜん}身^{しん}を御^ご滌^そぎになられた時^{とき}には何^なんとも申^まされん好^よき御^ご氣^き分^{ぶん}で底^{そこ}つ海^{うみ}で、即^{すなは}ち海^{うみ}もなく身^みもなく海^{うみ}の底^{そこ}一杯^{いはい}の神^{かみ}となられたとの事^{こと}、又^{また}底^{そこ}筒^{つつ}之^の男^{をとこ}命^{みこと}となられたとの事^{こと}、筒^{つつ}は前^{ぜん}述^{じゆつ}の如^{ごと}くツ^ツチの轉^{てん}でツ^ツは接^{せつ}續^{ぞく}詞^し、爺^ぢ之^の男^{をとこ}命^{みこと}は男^{だん}性^{せい}の尊^{そん}稱^{しよう}で、海^{かい}底^{てい}之^の男^{をとこ}神^{かみ}となられたとの事^{こと}である、次^{つぎ}に中^{なか}に滌^そぐとは、中^{ちゆう}腰^{ごう}で水^{みづ}の中^{なか}程^{ほど}で滌^そぎ洗^{あら}ひ給^{たま}ふた時^{とき}には中^{なか}つ海^{うみ}神^{かみ}で、中^{なか}ツ^ツ爺^ぢ之^の男^{をとこ}神^{かみ}で、次^{つぎ}に水^{みづ}の上^{うへ}で滌^そがれた時^{とき}には上^{うへ}ツ^ツ海^{うみ}で、上^{うへ}ツ^ツ爺^ぢ之^の男^{をとこ}神^{かみ}となられたとの事^{こと}、(次^{つぎ}に歴^{れき}史^し家^かの附^ふ記^きせる事^{こと}柄^{がら}がある

が之れは略する。

次に左の御目を御洗ひなされた時に成りませる神は天照大御神とあり、之れは今に至る迄長く難解とせられたが、之れも前段と同様で他の御方のことではなく、イザナギノ命御自身が天照と御感じになりたる事で、即ち左の御目を御洗ひなつた時には視力鮮明となり雲霧を開いて天日の隈なく四海を照すが如き晴やかな御氣分となられたとの事即ちイザナギノ命御自身が天照大御神となられた事と見るべきである（尙ほ後段参照）。次に右の御目を御洗ひなされた時に、之れも又視界鮮明で明月暗夜を照す如くであられたとの事、即ち月讀と仰せられたのである、ツクはツキの轉で、讀は夜見でイザナギノ命御自身が月夜見神となられたのである、次に御鼻を洗ひ清められた時に元氣充滿で建速スサノ男であられたとの事、夕ケもハヤも武勇の御姿、スサは荒すさぶのスサで、元氣自から横溢して、武速で自然に靜として居られない御氣分で、即ちイザナギノ命御自身が建速スサノ男神となられたとの事である（次説参照）。

天照、月夜見、スサノ男

通解

斯くしてイザナギノ命は初めは八十禍ツ、大禍ツであられたが海水に禊せられてから、漸次に神直、大直となり、齋ノ身となり、更に水底にくぐられて底ツ海神となり中つ爺之男神となり上つ爺之男神となられて水面に浮び出られ、左の御目を洗はれては天照大御神となられ、右の御目を洗はれた時には月夜見神となられ、御鼻を洗はれて残る隈なく禊を終られた時には如何にも武勇敏捷で、さながら荒の男神となられたとの現実的の、即ち寫實的の御話と承るべきである。

教訓

斯くして神も人も夫々環境により外界の條件により心身共に大なる變化を受くものであるから、人は常に汚損より遠かり、日夕禊して神身の清めの行事を怠りなく、此の身此の儘を神に近づくる様にせなければならぬと教へられたのである、夫れにより八十禍、大禍から齋の身、天照、月夜見、建速となり得ると訓へられたのである。夫れと同時に支那の孟子の母が所謂孟母三遷と云へる如く、よく環境を

人は本來皆神

清め、交友を慎み、読み物を撰みて聖賢の道を求め淫聲に遠ざかり、酒色に近づかぬ様に努むべきであることを教へられたのである、日本の神ながらの道は常に禊ぎ祓ひ、鎮魂の行をせらるゝは其の爲めであるのである。

附記 之より次にはイザナギノ命におかせられましたは、御目や鼻を御洗ひになられた最後の御氣持は初めの御有様より變り變りて最も良き御心持であられたにより此の天照、月夜見、スサノ男の御名前を夫々兼てより御愛育になり御成人になられた貴の御子の三柱に御與へになりて夫々の天職に就かせらるべく御命令を發せられたと拜すべきである、史に説くが如く其所で三神が御生れになつたと見るは恐らくは誤りで、其所に數語の脱落があると拜すべきである。

第二十二章 天照大神、月夜見命、スサノ男命

古事記本文

此ノ時イザナギノ命大ク歡喜シテ詔リ給ハク、吾ハ子ヲ生ミ生ミテ生ミノ終ニ三貴子ヲ得タリトノリ給ヒテ、即チ其ノ御頸珠之玉緒モユラニ取リユラカシテ、天照大御神ニ賜ヒテノリ賜ハク。汝ガ命ハ高天原ヲ知ラセト。コトヨサシ賜ヒキ。故其ノ御頸珠ノ名ヲ御倉板舉之神トマフス。次ニ月讀命ニ。汝命ハ夜之食國ヲ知ラセト。コトヨサシ給ヒキ。次ニタケハヤスサノヲノ命ニ詔タマハク。汝命ハ海原ヲ知ラセト。コトヨサシ玉ヒキ。故各ヨサシ賜ヘル命ノ隨シロシメス中ニ。ハヤスサノヲノ命。ヨサシ玉ヘル國ヲシラサズテ。八拳須、心前ニイタルマデ啼キイザチキ。其ノ泣タマフ狀ハ青山ヲ枯山ナス泣キ枯シ。河海ハ悉ニ泣キ乾キ。ココ

ヲ以テ惡神ノ音ヒ。狹蠅ナス皆ワキ萬ノ物ノ妖悉ニ發リキ。

註釋

子と申すは廣い意味にて今日にても『天地は我が家、萬物は皆吾が子』と稱すると同じく、萬物を子と見るのは吾々大和民族の傳統的精神である、子は小にて、親は大にして子は小なり、即ち大に對して小は子、上に對して下は子、主に對して僕は子、例へば奴と云ふが如く奴は家つ子、吾が『家の子郎黨』である。人に對しては禽獸草木は子の如く、人類に對して萬物は子である、其の思想より見て天地山川草木に至る迄、萬有一切が天皇の御子である。

生ミ生ミテ とは前號所述の如く生理的の産むに限つたことではない、ウムの語根はムでムはミと通じ、ミは見で、發見・發明・認知・認識・創造・創立・設置・設定・生産・出産等が皆ムの働きでウムの字で現はされたものと見るべきである。今日にても利益を産み出すと云ふ様な詞もある之を出産とのみ限つて見る事は誤りである。

生ミノ終ニ

とは島を發見し、土地を檢分し、事業を始め、官を設け、頭をも任命し、司さをも定めもしたが結局實に三柱の我が子よりよい子はなく我が子より可愛いものはない、物は皆人以下で、人あつてこそ物で、人より貴いものは一つもなかつたと述懐せられたのである、其所で其の三柱の貴の子に其々禊の後に御感じになつた、よい御氣分の天照、月夜見、スサノ男の三種の御詞で命名せられ、『タッヨヘル國ヲ作り固メナス』爲めに其々適當の御仕事を定められて其の任地に就かしめられたのである。

ウヅ は 珍、貴、全、美の意味を現はす古語

モユラ は 揺らぐ形容

ユラカシテ は 『揺らがして』なり、

高天原 は當時筑紫の日向の高原で、東南向きの地で、當時の帝都である。

知ラセ のシは足、腰、下、下等のシにして足の語根である、シラシ、シロシは

「足入ラシ、足下ロシ」で實地其の所に行かるゝことである、唯話で聞き知つたり、

机の上で讀んで知つたと云ふことと違つて實地其の地に行かるとことである。日本の言葉は一切具體的で、實行實動である、其れが『眞言の國』と申す以所である。御倉板擧之神 とは大切な、勿體ない、貴い璽で、下には置かれない、神棚に載せて大切に護られた玉と申す義。

夜之食國 とは、日本は元來朝の食國で朝食を重んじ、神の祭りも朝にする國であるが、支那朝鮮は夜の食國で夜食を重じ、火をともして長夜の宴を張る國で又一名火食の國である、即ち月讀命に其所等をツクリ固メナセと仰せられたことである。海原ヲ知ラセ の海原とは近い支那朝鮮よりもつとく遠い海の嶋々國々を治めよと仰せられたのである。

コトヨサシ は「言寄さし」で「仰せられた」の敬語である。

八拳須 は長い鬚なり。

枯山ナス は草木も枯らす程と申すことにて青山が「枯山の如くなる迄」泣か

たとの形容である。

悉ニ は悉くの古語

狭蠅ナス は『うるさい蠅の如く』と申すことである。

通解

斯くしてイザナギノ命の仰せらるゝのには、航海もし山岳も跋渉し、様々のものも見、様々の事に出會ひ、種々の事もして見られたが、人より貴いものはなく、吾が子より可愛いものはないと仰せられ、即ち三柱の貴子を得たりと仰せられ、棚に擧げて御倉に藏せられた御寶物の、御頸に懸けさせらるべき御璽を、珠之緒を取らせられて揺々と揺がされながら皇統連綿の御徽の神器として御授けになり、之をもつて高天原の帝都を治めよと仰せられ、月夜見の命には夜の食國・支那朝鮮を、スサノ男命には海の彼方の島々國々を治めて共に神勅「タ、ヨヘルノ國ヲツクリ固メナス」の天業を頒け授けられたのである。

然るにスサノ男命は仰せられた國に行かれないで長いこと泣いて居られた、其の有様は誠に見るに見兼ねる御有様であられた、即ち青山も皆枯れ、海河も涸れるか

天業翼賛の使命

と思ふ程に泣かれ、其れが爲め種々の良からぬ妖も五月蠅程出來て皆々難澁せられたとの事である。

教訓

斯くして日本の歴史は決して日や月や雲の彼方の事を申して居るのではない、日輪の世界でもなく又月世界の事でもない、總べて眞言で、事實で、具體的であつて空想でもなく虚構でもない、事實其儘眞實の記載である、又神勅其儘を萬世に奉戴して其の完成に皇統連綿萬萬歳努力すべき國で、タ、ヨヘル國とは全世界の事で、「ツクリ固メナス」とは、吾々國民祈願文に載せた通り

萬邦和協
天下泰平

にせずには置かぬと云ふ所の使命を與へられて居るので、其意味に於て吾々國民は其々置かれた所に居り、行くべき所に行つて、與へられた仕事を通して、夫々天業翼賛の使命に盡さなければならぬのである。

第二十三章 大御神ノ男タケビ

古事記本文

故イザナギノ大御神、ハヤスサノヲノ命ニ詔リタマハク、ナニトカモ汝ハコトヨサセル國ヲシラサズテ。哭イサチルトノリタマヘバ。スナハチ答タマハク。僕ハ妣國根之堅洲國ニ罷ラムト欲フガ故ニ哭クトマラシタマヒキ。ココニイザナギノ大御神イタク忿怒ラシテ。然ラバ汝ハコノ國ニハナ住ミソト詔リタマヒテ。乃チ神ヤラヒニヤラヒ賜ヒキ。(下略)

註釋

ナニトカモ は何故の古語、
コトヨサセル は言寄させるにて命ぜらるるの古語。

妣國根之堅洲國 とは母國又は生れ故郷。根之堅洲國とは海に對して陸のこと、

即ち動搖しない、浮船の様でない、地盤の堅固な國と申すことで之を黄泉國、地下國、底の國、片隅國、幽界、極遠の國などと解するは誤である。

ナ任ミソ は住んではならぬと申すこと。

神ヤラヒ は神は敬語、ヤラヒは追ひ遣ること。

通解

スサノヲノ命は遠くの海原の國に行かるゝのは嫌であられ、母國に止まらぬ、浪立つ海の國でなく、萬代動きなき此の國（根のかたす國）に止まりたいと嘆かるるのである。然るにイザナギノ命におかせられては、天地に類ひなき此の三柱の貴御子で、誰れ御一人可愛くなき方もあられぬ譯であるが御祖の神の仰せの『此のタヨヘル國ヲツクリ固メ成セ』の御神勅を果さるゝ爲めには御子の愛に溺れられてあられよう譯はないので、一度御命令を下された以上は『綸言汗の如し一度び出でて又かへらず』と申すことの如く嚴として御聽き入れのあらう筈はない、斷乎として『然らば汝は此の國に住むことはならぬ』と嚴命せられたのであつた。

命令嚴肅

教訓

斯くして日本國民は如何なること、假令火の中水の中と雖も嫌や應を申すべきではなく、唯命之れに従ふの道一筋より外には絶對に之れないのである。生命財産一切が之れ君のもので自己の自由は日本國民に許されてないことを堅く心得て、百萬世の後と雖も此の精神を忘れてはならぬのである。次に、

古事記本文

故ココニハヤスサノヲノ命ノマヲシタマハク。然ラバ天照大御神ニマヲシテ罷リナムトマヲシ玉ヒテ。乃チ天ニ參上リマス時ニ。山川悉ニ動ミ。國土皆震リキ。ココニ天照大御神聞キ驚カシテ。我ナセノ命ノ上リ來マスユエハ。必ズ善心ナラス。我が國ヲ奪ハムト欲スニコソト。ヤガテ御髮ヲ解キ。ミミヅラニ纏カシテ。乃チ左右ノミミヅラニモ御鬘ニモ左右ノ御手ニモ。各ヤサカノマガタマノ五百箇ノミスマルノタマヲ纏キ持シテ。ソビラニハ千入

ノ鞞ヲ負ヒ。五百入ノ鞞ヲ附ケ。亦臂ニハイツノ竹鞞ヲ佩シテ。
 弓腹振り立テテ。堅庭ハ。向股ニ踏ミナヅミ。沫雪ナス蹶散シテ。
 イツノ男建踏建ビテ待チ問ヒ玉ハク。何故上リ來マセルト問ヒ玉
 ヒキ。ココニハヤスサノヲ命答シ玉ハク。吾ハ邪心ナシ。唯大
 御神ノ命モチテ。吾ノ哭キイサチルコトヲ問ヒ賜ヒシ故ニ。白シ
 ツラク。吾ハ妣ノ國ニ往ラムト欲ヒテ哭クトマヲシカバ。スナ
 ハチ大御神、汝ハ此國ニハナ住ミソト詔リ玉ヒテ。神ヤラヒニヤ
 ラヒ賜フ故ニ。罷リナムトスル狀ヲマヲサムト思ヒテコソ。參上
 リツレ。異心ナシトマヲシ玉ヘバ。スナハチ天照大御神。然ラバ
 汝ノ心ノ清明コトハ。何ニシテ知ラマシト。ココニハヤスサノヲ
 ノ命。各ウケヒテ子ヲ生ムト答タマフ。

註釋

驚カシテ 是驚くの敬語、驚かれての意。

我ナセノ命 是男に對して、兄にも、弟にも、又夫にも用ふる親しみの言葉。

ミミヅラ 是耳の前に下げた髪飾り。

ヤサカノマガタマ 是彌榮の孫璽であつて、親玉に子玉、孫玉と幾つも彌榮に生

り下りたる璽の事、曲玉又は眞魂等と解するは誤である。

五百箇ノミスマルノタマ 是其の玉の數が五百(大數)もあつて玉の緒で統べ連

ねられた、御統の璽と申す事。

ソビラ 是背平にて俗に背中と申すと同じ。

千入ノ鞞 是千篋入の弓箭で、篋は矢竹のこと、キは箭の轉にて矢を入る器

なり。尙ほ其の外五百入ノ鞞をも添ひ附けられた。

臂 是手々向にて腕の義。

イツノ竹鞞 イツは嚴又は稜威の義、竹鞞は竹と革皮にて作り左腕に巻き附け

て腕を保護する武器。

弓腹振り立テ 弓腹は弓身なり、振り立テとは弓身を力強く大地に衝き立てて

武者振ひせらるるなり。

堅庭 とは大地なり。

向股ニ踏ミナヅミ とは兩足を開き膝を曲げて力強く四股踏まるゝ形。

沫雪ナス とは淡雪を蹴飛ばす如くの意。

蹴散シ は堅庭の土砂を蹴散すなり。

イツノ男建 は厳しき氣合掛けらるゝなり。

異心 とは怪き心。野心なり。

ウケヒテ子ヲ生ム のウケヒとは誓又は誓約にて、今日云ふ「請合」と申すこと、

神に誓ひを立てて是非、曲直、成否などを判断すること、其の方法は種々様々で、

今日にても賽の目を振るとか、ジャンケンをするとか、物を數へて奇數に終るか、

偶數に終るかによるとか、物を投げて表が出るか裏が出るかによるとか、若しくは

其の時に偶然來る男女の性によつて極める等の方法ありて、此の場合には來合はす

人の男女の性によつて極めて野心の有無を明かす方法を取られたらしいのである。

從つて生むとは生理的に男女を産むことではなく男か女かを見ることで、即ち前述の如く、來合はす人の男か女かを、ためして野心の有無を確めやうと申し合されたと思ふべきである。

通解

其所でスサノヲノ命におかせられては、然らば天照大御神に一目御目にかゝり、御暇乞ひをして罷りなんと仰せられて神都に上らせられたのである。其れを天照大御神が聞こし召されて、或は野心あつて來られたではないか、兎に角其れが間違であつても御祖の神より此の國を護れと仰せられたことであるから、如何なることがあつても之を犯さるゝ様のことがあつてはならぬと堅き御決心で、夢御油斷もなく、雄々しく御武裝なされて御待ち受け御尋問あらせられたのである。然るにスサノヲノ命におかせられては、其れは少しも異心、野心、邪念はないのである。唯御暇乞ひに伺つたのであると仰せられたが、併し其れにも御油斷なく、然らば其の心の明きことは何によつてあかさるゝかとの御尋ねであつたので、スサノヲノ命には其は神

に誓つて占をして判断をして見ようと仰せられたのである。今日で申せば『其は請合堵しませう』と申すに同じである。

教訓

斯くして天照大御神には御祖の神の仰せによつて此の國を守護らせられた以上はたとへ如何なる場合と雖ども之を犯されてはならぬので、一寸の土地と雖ども之を失ふ様のことがあつてはならぬ、之れには親子兄弟と雖ども覬覦を許さぬと申すことを大御神御親ら例を示されたのであつて、之の事だけは兄弟でも油断を許さぬにより念に念を入れて問ひたゞし試みらるゝ御有様と伺ふべきで、此の御態度は誠に眞劍であられたので、此の點は國民一人残らず百萬世の後迄も語り傳へ述べ傳へて夢怠ることを許さぬのである。

大義親を滅す

第二十四章 誓約

古事記本文

故ココニ各天安河を中ニ置キテウケフ時に、天照大御神先ツ建速スサノ男命ノ佩ル十拳劔ヲ乞ヒ渡シテ三段ニ打チ折リテ、又ナトモモユラニ天之マナ井ニ振滌ギテ、サガミニカミテ、吹キ棄イブキノ狭霧ニナリマセル神ノ御名ハタキリビメノ命亦御名ハ奥津嶋比賣命ト謂ス、次ニイチキシマヒメノ命、亦御名ハ狭依毘賣命ト謂ス、次ニタキツヒメノ命、ハヤスサノ男命、天照大御神ノ左ノミミヅラニ纏カセルヤサカノマガタマ之五百津之ミスマルノ珠ヲ乞ヒ渡シテ、又ナトモモユラニ天之マナ井ニ振滌ギテ、サガミニカミテ、吹キ棄ルイブキ之狭

霧ニナリマセル神ノ御名ハ

正勝吾勝勝速日天之オシホミミノ命、亦右ノミミヅラニ纏セル珠

ヲ乞ヒ渡シテサガミニカミテ吹キ棄ルイブキノ狭霧ニナリマセル

神ノ御名ハ

天之ホヒノ命、亦御鬘ニ纏セル珠ヲ乞ヒ渡シテサガミニカミテ、

吹キ棄ルイブキノ狭霧ニナリマセル神ノ御名ハ

天津日子根命、又左ノ御手ニ纏セル珠ヲ乞ヒ渡シテサガミニカミ

テ、吹キ棄ルイブキノ狭霧ニナリマセル神ノ御名ハ

活津日子根命、亦右ノ御手ニ纏セル珠ヲ乞ヒ渡シテサガミニカミ

テ吹キ棄ル狭霧ニナリマセル神ノ御名ハ

熊野クスビノ命。

註釋

天安河の天は敬語で神都又は帝都の河に用ふ。安河は彌洲河で河の兩岸が

平坦で、何所迄も砂や小礫より成りたる河。

ウケフ時は前述の如く占ひ、堵誓又は今日に云ふ『請合ひ』をする時の意。

佩ルは帯ばせらゝなり。

十拳劔は長さ十握もある劔。

乞ヒ渡スは古語で自分の方に受取る時にも用ひたり。

三段ニ打ち折り、は打ち折りて三個にしたことなれども、恐らくは三柱の神を見

るとあるにより三段に折つたとしたるものならん。

又ナトモは瓊ノ音モの約で、玉音瓊々とも申す所で、劔の緒を取られてモユ

ラ即ち揺々とゆるがす時に、御手に纏かれた瓊の音も磨れ合つて美しくしく響き鳴

るなり。

天のマナ井の天は神都、帝都にある井戸の尊稱、マナ井のマナは眞菜又は眞魚

で、俎板、俎箸等のマナに同じく、飲料水を汲む清潔なる井戸なり。河邊の砂中に

掘つた井戸で水は自然の砂瀝しになつて居る飲用水の井戸の意。上代の習慣で河水

は不潔なる故に直接に飲用しなかつた。淺い綺麗な井戸で柄杓で汲める位のもの。

サガミニニカミテ のサは強め言葉、今日で申せば氷片などを鳴り音さしてザクザクと嚼むと申すに同じ、併し其は占又は堵の形式で敢へて眞に嚼むだものと解せられない、少くとも咀む眞似をして劍より下垂る水を左掌に受けて口に含んで、霧に吹かれたものらしい。

吹き棄つる は今の吹き棄つるなり。

イブキ は息吹で 勢強く空中に霧を吹くなり。

狭霧ニ成リマセル は空中に吹き出されたる細かい霧の向に現れ來ることなり、即ち今日にても『將軍の御成り』又は『御成門』と申す如くにて、遙か向ふより來合はさるゝことである。之を『劍や玉が神に化生する』と説くは誤りである。即ち此方に歩んで來られた御方の御名はタキリビメの命で、タキリは前述のタグリと同じく、口又は鼻より吹き出し又は吐き出した總てのものを云ふので、タキリに御出になられた女神と申すことで、又の御名は、後に曾形の奥津宮に祭られて座せしに

より奥津嶋比賣命と謂すとあるなり。次に續いて御出でになられた御方は、

イチキシマヒメノ命 チはツと互に轉じ、シマはシミ (下身) の轉で大御神に侍女として齋奉られた女神で、齋下身姫命の字が當るので、亦の名は狭依姫命と謂す。即ち近く依り添はれた御方と申す義。次に續いて、

タキツヒメノ命が御出になられた。タキツはタギチの轉にてタグリと同義とも申す。

次にスサノ男命が天照大御神の左の耳ヅラに纏かせる彌榮の孫玉の五百箇御統の珠を御受け取りになつて、又ナトモ即ち玉音美はしくモユラに揺がして天のマナ井に振り滌ぎてサガミに咀む眞似をせられて、下垂る水を含んで息吹きに吹かれた狭霧の中に遠くより御出になられた神の御名は、

天之オシホミミノ命 で正勝吾勝勝速日は稱語で、天之は最敬語で、オシはヲシ即ち食の轉で食穗御身命で、之を大秀御身命とホを抽象的に秀と説くは誤りで、現實的に具體的に穗と説くを優れりとする、即ち天照大御神以前は木食であられた

が、大御神より穀食即ち食穂が始まつたので始めて食穂で御育ちになつた御身の御方で、由來日本は長御食に遠御食に食穂即ち玄米をきこしめされて坐まされたのでミヅ穂の國の稱ある所以である。次に

天之ホ日ノ命 次に

天津日子根命、活津日子根命、熊野クスビノ命の五柱の日子神が御出になられたのである。

第二十五章 勝 荒

古事記本文

是ニ天照大御神ハヤスサノ男命ニ告リタマハク、是ノ後ニアレマセル五柱ノ男子ハ物實我物ニ因リテナリマセリ、故自吾子ナリ、先ニアレマセル三柱ノ女子ハ物實汝物ニ因リテナリマセリ、故乃チ汝子ナリ、斯ク詔リ別ケタマヒキ。(中略) ココニハヤスサノ男命天照大御神ニ白シ給ハク、我心清明故ニ我がウメル子手弱女ヲ得ツ、此ニ因リテ言サバ自ラ我勝チヌト云ヒテ勝サビニ天照大御神ノ營田ノ畔離チ、其ノ溝埋メ、亦其ノ大營キコシメス殿ニ尿マリ散シキ。故然スレドモ天照大御神ハ咎メズテ告リ給ハク、尿ナスハ酔ヒテ吐キ散ストコソ、我ナセノ命カク爲ツラメ、又田ノ畔離チ溝埋メタルハ地ヲアタラシトコソ、我ナ

セノ命此クシツラメト詔リ直シ玉ヘドモ猶其ノ悪キ態止マズテ轉
テアリ。天照大御神イミ服屋ニマシマシテ神御衣織ラシメ給フ時
ニ、其ノ服屋ノ頂ヲ穿チテ天斑馬ヲ逆剝ニ剝ギテ墮シ入ルル時ニ天
ノ御衣織女見驚カシテ、梭ニホドヲ衝キテ死ニキ。

註釋

アレマセルは今の『現はれませる』であつて、其所に御出でになられたこと。
物質は物種と同じ、堵に捧げたる物品を云ふ。

ナリマセリは前述の如く今の『御成りになる』と同じく『御出になられた』こ
との敬語。

吾子ナリは我が物に因んで來られたるものなれば、自から『我が得物なり』と云
ふに同じ、日本では人を子と云ふは今も昔も同じ、例へば男子、女子、醜子、醜子
女、奴子、(家つ子)と云ふが如く、又民は我が子なりと云ふに同じ。
タワヤメは今の『手弱女』なり。

勝サビは勝荒なり、勝を誇るなり。

營田は『御作りになりたる田地』なり。

畔は田の境、今の畔なり。

大嘗はオホナへ(大嘗)とも云ひ、ナへは菜合なり、ナは青菜、肴のナにて饗應
なり、即ちオホニへ又オホナへは大饗宴なり。

アタラシは今の『惜しい』と同じ、今日の『アタラ物を粗末にするな』など云
ふに同じ、即ち平坦なる綺麗な所を畔立てたり、田にしたり、溝にしたり、足の立
て場もなくなるのは遺憾なりと云ふに同じ。

轉とは今の轉にて愈々益々甚しくなるなり。

イミ服屋は清潔にせられたる機織場なり。

神御衣は神祭用の御衣なり。

頂は屋根なり。

天斑馬天のは高天原に畜はれたるなり、斑馬は毛色の斑らなる馬なり、不吉の

意味ありと。

逆剝さかはぎ は後尾こうびより剝はぐなり。

織女おりめ は機織はたおり女んななり。

見驚みおどろカシテ は見て驚おどろきたるなり。

梭ひ は横糸よこいとを巻まき兩端りやうたんの尖とがりたる機織器械はたおりきかいの一つなり。

ホド は腹はらの最下部さいかぶなり。

通解

其その時とき天照大御神あまてらすおほみかみの仰あふせらるゝのには、後のちに現あらはれませる五柱はしらの日子命ひこみことは、我わが玉たまに因ちなんで來こられたものであるから、自おのづから我わがもので、即すなはち言外げんぐわいに我わが勝かちと判定はんていせられた、而しかして其その先さききに現あらはれませる三柱みはしらの姫命ひめみことは、本來ほんらい汝いましの劍つるぎに因ちなんで來これたものであるから、即すなはち汝いましのもので、言外げんぐわいに汝いましは負けと判定はんていせられた。

然しかるにハヤスサノ男命をとのみことに於おかせられては、之これに御承服ごしょうふくは出來兼できかねて、否いな、我わが劍つるぎに因ちなんであらはれませるは三柱みはしらの手弱女たわやめであるにより、之これが吾わが心こころの素直すなほで清明あか

善意の御解釋

るき證據しやうこで、自おのづから我われ勝かちぬと仰あふせられて勝鬨かちどき上げてあはれられた、即すなはち大御神おほみかみの作つくらせられた田たの畔あぜを荒あらしたり、其その溝みぞを埋うづめたり、又大嘗またおほなへの祭まつりの御殿ごてんに不淨ふじやうをまき散ちした、斯かく亂暴らんぼうせられたけれども、天照大御神あまてらすおほみかみは咎とがめられないで、反かへつて云いひ別わかけをせられ、不淨ふじやうを散ちしたのは酔ようて吐はき散ちらしたとの事こと、多分たぶん其それであらう、又また田たの畔あぜを荒あらし、溝みぞを埋うづめたりするのは、此この平坦へいたんな土地とちを耕作かうさくの爲ためめ凹凸あふとつにするのを惜おしんで的事ことと、多分たぶん其その爲ためめであらうと善よきなに取りとりなされたけれども、なほ其その悪あしき態さまが止やまないで段々だんぐひどくなつたのである。或ある時とき天照大御神あまてらすおほみかみは祖おほ神かみに獻納けんなふせらるる御衣ぎよいのハタを織おられようとして清潔せいけつに掃除さうじせられた服屋はたやで、服織はたおられて御出おでになつた時に、命みことは其その服屋はたやの屋根やねを穿うがちて毛色けいろの斑ぶちな、不吉ふきつの色いろの生いき馬うまの皮かわを逆さかまにお尻しりの方ほうから剝はいで、屋根やねから服はたの上に投なげ入れられた、其その時とき服織はたおりにかゝつて居ゐつた服織はたおり女んなが驚おどろいて、下腹したはらを服織はたおり機織きかいに衝つき當あて、死しんで仕舞しまふたのである。

教訓

斯くして大御神は御國を護らるゝ時には、勇猛に武装せられて稜威の男健び遊ばされ、日常の事には田は荒されても、御殿は穢されても御叱りもなく、よきなに御取りなし被下、其れでも生き馬の皮を投げかけられたり餘りに烈しくなれば、争はずして岩屋に避け隠れられたり常人のなし得ざる日常の御態度、取つて以て萬世の龜鑑となすべきであると思ふのである。

第二十六章 岩戸コモリ

扱又スサノヲノ命に置かせられては天真爛漫で、荒びらるゝ時には随分ひどいアバレもせらるゝけれども、『怪しき心なし』で全く無邪氣で、野心私慾等は毛頭あらせられなかつたが、唯元氣の溢るゝ儘に腕白せられたのであつた。之れが後には裏日本の土匪を平定せられて、秦平の基を築かれ、御子大國主命の時に於て天孫ニニギノ命に御國譲りをせらるゝ源を開かれたのであつた。其處で神に誓を立て、堵をせられても、吾心清明きが故に吾が劍を堵けて三柱の手弱女を得、自から吾勝てりと仰せられ、天照大御神におかせられても亦、御國を護らせらるゝ意味にて、誰人にも犯さるゝことなく、完全に御護りになられたことにつき、神に誓つて堵をせられて、玉によつて五柱の勇ましき明るき日子命を得られて自から御勝になつた譯で、此の堵では雙方勝であらせられたのである。大神には御國守りの點に於て勝命には怪しき心なしで勝と、神の判断を受けられたのであつた。併し命が勝荒に荒

勝たず
負けず

びて甚しくなられた爲めに、終に大御神の天岩屋戸に隠れらるゝ様になつたのである。即ち次に

古事記本文

故是ニ天照大御神見畏ミテ天岩屋戸ヲ閉テサシコモリ坐シキ、ス
ナハチ高天原皆暗ク、葦原中國悉ニ闇シ、此ニヨリテ常夜往ク、
是ニ萬ノ神ノ聲ハ狹蠅ナス皆ワキ、萬ノ妖悉ニ發キ、是ヲ以テ
八百萬ノ神天安之河原ニ神集ニ集テ、タカミムスビノ神之子思兼
神ニ思ハシメテ、常世ノ長鳴鳥ヲ鳴シメテ、天安河ノ河上ノ天堅
石ヲ取り、天金山ノ鐵ヲ取りテ、鍛人天麻羅ヲ求テ、イシコリド
メノ命ニオホセテ鏡ヲ作ラシメ、玉祖命ニオホセテヤサカニノマ
ガタマノイホツミスマルノ珠ヲ作ラシメテ、天コヤネノ命、フト
タマノ命ヲヨビテ、天ノカグヤマノ眞男鹿ノ肩ヲ内拔ニ拔テ、天
カグヤマノ天ハハカヲ取りテ占ヘマカナハシメテ、天カグヤマノ

五百ツ眞榊木ヲネコジニコジテ、上枝ニヤサカニノマガタマノ五
百ツノ御スマルノ玉ヲ取りツケ、中枝ニヤダ鏡ヲ取りカケ、下枝
ニ白ニギテ青ニギテヲ取り垂デテ、此種々ノモノハ、フトタマノ
命、フト御幣ト取り持シテ天コヤネノ命、フトノリト言ネギマウ
シテ、天手力男神、戸ノワキニ隠立シテ、天ウズメノ命、天カグ
ヤマノ天ノ日影ヲ手スキニカケテ、天ノ眞サキヲ鬘トシテ天カグ
ヤマノ小竹葉ヲ手草ニ結テ、天ノ岩屋戸ニウケ伏セテ、踏トドロ
コシ、神懸シテ胸乳ヲカキ出デ、裳緒ヲホドニオシタレキ、カレ
高天原動ミテ八百萬神共に咲ヒキ。

註釋

見畏ミテ 是御頭の下ること、即ちこれは容易ならぬこと、思し召されたるなり。
天岩屋戸ヲ閉テ 天は御所内にあるにより敬語、石屋は石室なり其の中に御籠
りになつて戸を閉されたるなり。

皆暗ク みなくら は高天原即ち帝都も、又葦原中國即ち國內も皆曇りて暗く、天候も人心と相感應して不穩となりたるなり。

常夜往ク とこよゆ は薄暗き夜の様な日が續いた。

狭蠅ナス さばへ は萬の神々人々の噂や訴が、うるさい蠅の羽音の如く湧いた。

萬ノ妖 よろづ わざはひ とは天災地妖が數知れず現はれた、天地の異なる現象は皆人心の不安

に一致するのである。

八百萬ノ神 やほよろづ かみ は文武百官皆集りて評議せられたるなり。

思兼神 おもひかねのかみ は思慮深遠智慧萬人を兼ねられた方でタカミムスビノ神の子孫であら

れた。

常世ノ長鳴鳥 とこよ ながなきどり 常世は常夜にて、夜明けに長く鳴く鶏をして鳴かした。

天堅石 あめのかたしは カタシハはカタシイハの約なり、金を打つ金敷なり。

マガネ まがね は眞金にて鐵を云ふ。

鍛人 かぬち は金打の約にて今の鍛冶なり。

天麻羅 あまつまら マラはマウラ (眞心) の約にて正直の人の稱なり。人が正直でなければ

其の作りたる鏡は正直に物を寫さず、又劍もよく切れぬなり、後世男の美稱とし

て丸、又は磨と云ふもマウラの約轉なり。

イシコリドメノ命 いし ころいめのみこと イシは鑛石・コリは切りの轉にて鑛石を見分け切り出すなり、

トメは女性の尊稱とあり。

タマノヤノ命 たまのやのみこと タマノ祖の約にて玉造部の祖先なり。

天コヤネノ命 あめのこやねのみこと 請禰の轉にてネはネギ又は願 (ネギ合ヒ) の語根なり、フトノリ

ト (大宣誓) の役を勤められたるにより此の名あり。

フトタマノ命 ふとたまのみこと フトは美稱澤山の玉なり太玉の御幣を捧げられた神なるにより此

の名あり。

天ノカゲヤマ あめのかげやま 天ノ炫山で南に向ひ日を受けてかゞやき、鑛も出れば樹木も繁茂

し、鹿も居る山なり。

眞男鹿ノ肩ヲ内拔ニ まをじかのかたうちぬき とは眞は強め言葉、男鹿の肩骨は扁平で之を占卜に用ふる

こと龜の甲を用ふるが如くする、内拔とは壞さぬ様に丸拔に抜き取ること。

天ノハハカ は樺又は櫻の類の木の皮で鹿卜の時に炬に用ふると云ふ。

占ヘマカナハス 占へはウラナへ即ちウラ(心)ニアヒ(合)の約轉で、心に

疑ひあることを心に合ふ様に、又腑に落ちる様、心に納得の行く様に決定すること、

マカナハスは設け合はすこと、今の賄も之と同義である。即ち占の準備をさせ

たこと。

五百ツ眞サカキ とは眞榮木にて枝葉の澤山にさき榮えた木のこと。多くは常磐

木の榊を用ふ。

根コジニコジ は根の儘抜き取るなり。

ホツ とは上に眞直に穂の様に高く出た枝、下枝は下枝なり。

ヤダ鏡 とは之れ迄諸説ありて適當の解釋が見えて居らぬが、十握の劍八ツカノ

穂と云ふと同じで、長さは握即ち一握で計り、大きさは夕即ち手の平の大きさを計

つたものと見える、即ち手の平八つ程の大きい鏡と云ふことである。

白ニギテ ニギは和の義にて柔かき絹の織物なり、テ又はシデは手又は垂手にて

左右に垂れ下げるなり。

御幣 クラは座、位、倉等のクラと同様で物を納め又は載せる臺、即ち物を載せ

て手にて捧げ持ち運ぶ臺のことにて、自然捧げ物を指すので、今日にても響應を御

馳走又は御膳と云ふが如し。

フトノリト フトは美稱、ノリトは宣詞、即ち大宣詞なり。

ネギマウス ネギは今日の願(ネギ合ヒ)と同じ。マウスは申なり。

天ウズメノ命 メノ命は女神の尊稱、ウズはウズスの約で、ウは大にて美稱、ス

スは神前の音楽で、清涼の音を出す樂なり、古くはササ(小竹葉)などを用ひ、後

には金屬の鈴を用ふる様になつたので、即ちウズメノ命は神樂の祖先の女神であら

れた。

天之日影 は今の日蔭の葛で、紐状の蔓で手次にしたるなり。

天之眞サキ あめのま は眞折葛 まさきのかつら 之を以て髪に卷き附けて鬢とし、髪かみの亂れを防いだ。
手草ニ結ヒ たぐさ は小竹葉を手草即ち手に持ち易き程に結びて、之を振り鳴すのである。

ウケ伏セ うけふ ウは大で美稱、ケは筭で、容器なり、太き木をくりて作り、今日の桶
や盥たらひの如きもの、其を伏せて、其上に立つて踏み轟かすなり。

神懸シ かむがかり は自己催眠状態で、俗に神の乗り移るなり。

胸乳ヲカキ出デ むなぢ は胸を開いて乳迄も出さるるなり。

裳緒ヲホドニ もひも は帯や紐を腹の下迄押し下げるなり。

第二十七章 岩戸開き

通解

(前章の續き) 其所で天照大神に於かせられては是れは容易ならぬ事と思し召されて(御愼みになり物靜かなる) 石室の中に御籠りになり、戸を閉されて御出御に
はなられなかつたのである。斯かることが天地の感應によりてか、陰雲空を掩うて
天日暗く、人心不安、流言蜚語四方に行はれ、天災地妖が數知れず現はれた。是を
以つて八百萬の神即ち文武百官竝に官民共に憂慮の餘り、廣い平な砂の河原に集
會して、善後策を講ぜられたので、先づ智慧萬人に勝れた思兼神に立案せしめて、
初に長鳴の鶏を鳴かして、夜の曉を告げしめ、安の河の上流の堅石を取りて金敷
として、鍛冶職の正直な男を招ぎ、イシコリドメノ命に仰せられて鏡を作らしめ、
玉祖命に仰せられてヤサカニノマガ玉ノ五百個ノ御統ノ珠を作らしめて、天コヤ
ネノ命、太玉命を呼ばれて、天炫山の男鹿の肩骨と樺や櫻の木さくらの皮とを取つて占

會議を開
き萬機
論に

トをさせて、萬づの準備を完了し、天炫山の枝葉の繁茂せる眞神木を根ごと抜き取り、上の枝にヤサカノマガ珠ノ五百個ノ御統ノ珠を取りつけ、中の枝に手の平八つ位の大なるヤダ鏡を取りかけ、下の枝に白青のニギ手即ち柔かき絹布の垂手を取り垂でて、此の種々のものは太玉命、フト御幣と取り持たして、天ノコヤネノ命大宣詞禱ぎ申して、天手力男神、岩室の戸の脇に隠れ立たれて、天ウズメノ命、天炫山の日影の蔓を纏にかけて、天真折を鬘として、天炫山の笹葉を結んで手草として、天石屋の前に大盥を伏せて、其上を踏み轟かし、神懸りして、無我夢中に舞ひ踊り、胸乳を出し裳緒も陰に押し垂れて踊り興じて、其により高天原動みて八百萬神、集まれる人々皆共に大笑せられた。

教訓

人心の不和と離乖とは天地陰陽の氣に感應し、天日爲めに暗く、天災地妖が切りに起り、人心も不安となり、種々の風評も五月蠅く起る様になつたのである。今日の所謂流言蜚語とも見らるべきもので、斯ることは今も昔も同じで、最近の震災、

火災、冷害、水害、風害並に疑獄、贈收賄、怪文書等の多いのには、國民一般が心と行を慎しななければならぬのである。之れ皆祖神が神代の時代に既に教へられたのであつた。此の際國民が一致和合して神に事へなければならぬのである。

斯かる場合には(一)必ず八百萬神一同に會して衆議を凝らし、萬機公論に決するのである。公論は固より公正の説によるので、多數決ではないのである。(二)次に智徳兼備、思慮深遠なる思兼命の様な御方を擧げ用ひて畫策せしめ、(三)には協力一致で各其の能に従つて鏡作り、珠作り、神占、御幣、宣詞、奏樂、舞樂等其適當の司を定めて適材を適所に配置し、各々渾身の努力を致さしむるのである。これも神の御示しにより學ばせらるゝのである。

神占に關しては前述種々の方法あれども、要するに、爲すべきことを爲し、爲すべからざることは爲さざるは勿論で、愈々右すべきか左すべきか、甲を取るべきか、乙を取るべきか、決し兼ねることがあつた場合には、神に請ひ、神に誓つて、其の何れをか定めて願ひ、其の神占の現はれの儘に、疑ふ心なく實行すると云ふことは、

太古より今日に至る迄日本に行はれたる方法であつて、即ち『至誠神に通ず』で和氣の清麿公の宇佐八幡の神託を受けられたるが如き之れである。

至誠は眞に神に通ずるもので、八百萬の神の斯かる至誠の念願が神に通ずる時、天照大御神に於かせられても岩屋を出でられて、神人共に喜び、天變地異も止み、天日亦輝り明るきを得たるのである。斯くして天地も人心の和に感應し、至誠に動かざるもの未だ之れあらざる事實も神代より既に教へられたのであつた。

第二十八章 同上續き、天ウズメノ命

古事記本文

是に天照大御神怪トオモホシテ、天石屋戸ヲ細メニ開キテ内ヨリ告ヘルハ、吾隱坐ニヨリテ天原自ラ闇ク、亦葦原中國皆闇ケムト思フヲ、ナドテ天ウズメハ樂シ、亦八百萬神諸咲フゾトノリ玉ヒキ、スナハチ天ウズメ、汝命ニマサリテ貴キ神坐スガ故ニ歡喜咲樂ブト、カク言ス間ニ、天コヤネノ命、太玉命其鏡ヲ指シ出テ天照大御神ニ示奉ル時ニ天照大御神イヨヨ奇シト思ホシテ、稍戸ヨリ出テ臨ミ坐ス時ニ、其ノ隱リ立テル天手力男神、其ノ御手ヲ取リテ引キ出シマツリキ、即チ太玉命、尻クメ繩ヲ其ノ御後方ニ控キ度シテ此ヨリ内ニナ還リ入りマシソト白言キ、故天照大御神出デ坐セル時ニ、高天原モ葦原中國モ自ラ照リ明リキ。

是ニ八百萬神共ニ議リテ速スサノ男命ニ千位置戸ヲ負セ、亦鬚ト手足ノ爪トヲ切り祓ヘシメテ神ヤラヒヤラヒキ。

註釋

樂シあそびは歌舞音樂かぶおんがくをなすを云ふ。

觀喜咲みらぎは樂しく笑ふ意。

尻クメ繩しりなはは尻籠繩しりこめなはにて其より後へ行かるゝこと禁止の繩。

御後方みしりへは目方まへ(前)の反對はんたいで後方こうほうなり。

千位置戸ちくらのおきどとは千は數かずの多きを意味し、クラは座くらまた又は倉くらにて物の置場おきば、即ち澤山すなは物ものを納るゝ置場おきばを云ふ。置戸おきどとは上戸あげど又は引戸ひきど等に對しての語で、上戸引戸あげどひきどは何れも軽く動かし易い戸であるが、置戸おきどは重い大なる戸で物の失はれない様に又雨風を防ぐ様に外から立てかけて置く戸で、即ち重く大なる戸扉である。之を負はせる

とは重き體刑たいけいの一つである。然るに人或は之を千脚せんきゃくの机つくえにも盛るくらゐの澤山たくさんの金銀財寶ぎんざいほうの贖罪とくざいと解するものあるは誤りにて、此の時代には人は物欲ぶつよくに淡泊たんぱくである。

筆者幼年ひつしやえうねんの頃ころ、學校生徒がくかうせいとの腕白者わんぱくものには椅子いすや机つくえを持たして立たして置く體罰たいばつがあつたが、先づ其の類るいと解して然るべきである。

神ヤラヒヤラヒキとはヤラヒは遣るやの古語こごにて八百萬ほよろづの神かみから神追かむおひに追ひ遣られたとの事である。

通解

前回ぜんくわいに述べた通りに、天ノウズメノ命あめは夢我夢中むがむちゆうになつて神樂かぐらを奏し八百萬ほよろづの神かみが大笑おほわらひをせられたので、天照大御神あまてらすおほみかみに於かせられては少し怪あやしまれて天の岩屋いはやの戸とを細ほそめに開ひらきて内うちより宣のり給たまふのには、吾わが隠かくれ坐ますにより高天原たかまのはらも葦原あしはらのなかつくに中國ちゆうごくも皆暗みなくらくなり居をる筈はずなのに何故なぜ天ウズメは舞まひ踊おどり、八百萬ほよろづの神かみも皆笑みなわらふぞと仰あふせられた。其所そこで天ウズメは貴方あなた様さまより貴たふとき神坐かみいますが故ゆゑに一同どううれしく悦よろこびあそぶと申し上げる間に、天コヤネノ命あめの、太玉命ふとたまのみことは其鏡そのかみを捧さげ出だしてお目に掛かけた、天照大御神あまてらすおほみかみは愈々いよく怪あやししと思召おぼしめして稍々やと御出おでましになられた時とき、兼かねて計畫けいけいして戸との脇わきに隠かくれ立たれたた手力男神たぢからたのかみが其の御手みてを取りて引ひき出いだし奉たてまつり、直すぐに太玉命ふとたまのみこと

は繩を大御神の後方に引き廻はして、之より内にお還りになられぬ様にと申し上げた。其所で、天照大御神御出で遊ばしたにより高天原も葦原中國も自から照り明るきを得たのであつた。

其れから八百萬神の計らひによりて速スサノ男命に御鬚を切り、又手足の延びた爪をも切り被つて、其れに千倉の大置戸を負はせて神やらひに追ひ遣らはれたることである。

教訓

「至誠は神に通ず」で、天ノウズメノ命、天ノコヤネノ命、太玉命、手力男命、外八百萬神々が思兼命の神占による計畫に従つて舉國一致で一絲亂れざる統制で行動を取られたことが成功して、天照大御神も岩屋を御出でになる様になり、之に次いで又信賞必罰で、犯されたる罪科は命と雖も亦免るることが出来ないで、スサノ男命も大人しく御鬚も切られ、手足の爪も切られ、重い戸扉を背中に負はせられ結び付けられてスゴくと高天原を追ひ遣らるゝ光景は誠に物あはれに奥床しき次第

信賞必罰

に拜せらるゝのである。

其の後のスサノ男命の半生は亦打つて變つて善行をせられ、人助けの爲めにオロチ退治や、御國固めをせらるゝ御有様、前半生と全く別人の様に仰がれていと床しき次第である。

更生一新

先覺者の正しき啓示に従つて舉國一致に、至誠一貫で鬼神をも泣かす迄に努めねばならぬことは、吾々國民の片時も忘れてはならぬことで、我儘や身勝手なことは決して致してはならぬので、之れ等の史的事實は百萬世の後迄も國民の模範と仰いで互に警しめなければならぬのである。

第二十九章 神ヤラヒ、食物乞

古事記本文

又食物ヲオホゲツヒメノ神ニ乞タマヒキ、コ、ニオホゲツヒメ鼻
口マタ尻ヨリ種々ノ味物ヲ取り出テ種々作り具ヘテ進時ニ速スサ
ノ男命其ノ態ヲ立伺ヒテ穢汚キモノ奉ルト以爲シテ乃チ其ノオホ
ゲツヒメノ神ヲ殺シ玉ヒキ、故殺エ給ヘル神ノ身ニ生レルモノハ
頭ニ蠶生リ、二ノ目ニ稻種生リ、二ノ耳ニ粟生リ、鼻ニ小豆生リ、
陰ニ麥生リ、尻ニ大豆生リキ、故ココニ神ムスビ御祖命コレヲ取
ラシメテ種トナシ給ヒキ。

註釋

ヲシモノ はヲス(食す)の動詞より來り食物の古語。

オホゲツヒメ のオホは大で美稱、ゲはケで、筥(食物の容器)にて、食(食物)

に通じ、食ひ(動詞)の語原で食物の古語である、ツは接續の詞、即ち食物を司どら
るる女神であられた。

鼻口マタ尻より云々 は恐らく語り傳への誤りにして「穢汚キモノ」とあるより
誤りたるもので、實は其の時より以前には高天原では主として木食で、即ち木の實
の食であられたが、此の時大ゲツヒメノ神の捧げられたものは稻、麥、豆等であつ
て、根があつて泥の附いて居つたもの故、さう云ふ食物は用ひ慣れて入らせられな
かつた故に「穢汚キモノ」と仰せられたのである。其を語り傳へて鼻口尻より取り
出したにより穢汚しと語り誤りたるものにて、實は泥や土より抜き取りたる儘差上
げたものと見るべきである。

オホゲツヒメノ神ヲ殺シ玉ヒキ云々 之れも恐らくは誤りにして實は大に激怒せ
られて稻麥などを投げ付け罵倒せられた程度と見るべきである。
而して投げ棄てられたる場所を検査するに、「頭ニ蠶生リ」は小高い丘の頂の方
に桑の木あり、其所に蠶の繭(天然産のもの)が生つて居り、二つの目とは、低く濕

つて居る所に稻種が熟して居り云々と見るべきである。
之れを神ムスビ御祖命の仰せで、之れを取り上げて種として長く青人草の食と定められたものであつた。其の後五穀が常食となり。三千年間玄米二食となつて来たものである。

通解

日本は眞言の國である、歴史は事實の記載である、一切の神の御名は其時代の御人の御名である、又は後世の御諡である。神代に於かれても勿論食物は必要であつた。併し丁度天照大御神の御代は食物の改變時代であつた。イザナギノ命の時代迄は木食で即ち木の實の食であられたが、天照大御神が葦原中國より穂を取り寄せられて以來草の實の食に變へられたものである。即ち稻、麥、豆、小豆、粟の五穀が本邦人の常食となつたものである。

其所でスサノ男命の神ヤラハレ給ふ時御糧食を請はれた際に、オホゲツ姫神は此の草の實の食を或は湿地、或は沃土より抜き取りて差し上げられたので、命は平

果實食よ
り五穀食
へ

生御用ひの木の實と比べられて、之れは穢汚きもの差し上ぐることに、思召され、ひどく御怒りになり、其の五穀を投げ棄てられたのである。後に其の投げ棄てられた場所に、小高き丘の頂きに桑ありて蠶生り、湿地に稻生り、乾地に麥、豆、小豆生つたにより、之れが神ムスビノ祖神の仰せによりて取り上げられて、種とせられたのであつたと申すことである。

教訓

之れは抑も日本の今日の常食の起りであつて、之れ以前は自然食、之れ以後は耕作食となつて今日迄來つたものである。スサノ男命に此の變つた新しい御食事を差し上げたのは、千倉の置戸を負はせたも同様の意味と見るべく、又スサノ男命の之を拒まれたのは、日本人の特性として昔しをしのばれてと見るべきである。今日の人の新し好きも改良進歩の爲にはなるが、其れで昔しの御徳をも忘れる様になつては、大にスサノ男命に學ばなければならぬのである、併も此の五穀の残りを以て種とせられたのは、食の缺乏から後世を憂へられた御仁慈であらるゝのであつた。

自然食よ
り耕作食
へ

誠に古へに感謝すべきであつて、今日こんにちの人は之これを白米はくまいにして食しょくすることは、斷然止だんぜんやめねばならぬのである。

第三十章 オロチ討伐

古事記本文

故カレヤラハエテ出雲イヅモノ國クニノ肥河上ヒノカハカミナル鳥髮トリカミノ地トコロニ降クダリマシキ、此時コノトキハシ其ソノノ河カハヨリ流ナガレ下クダリキ、是コニスサノ男命ヲノミコト其ソノノ河上カハカミニ人ヒトアリケリト以オモホシテ、マギ上ノボリ往イデマシシカバ老夫オキナト老女オミナト二人フタリアリテ、童女ワトメヲ中ナカニ置スエテ泣ナクナリ、スナハチ汝等イマシタチハ誰タレゾト問トヒ給タマヘバ、故カレ其ソノノ老夫オキナ答言マコトス、僕アハ國神クニツカミ、大山津見神オホヤマツミノカミノ子コナリ、僕アガ名ナハ足アシナヅチト謂イハス、妻メガ名ナハ手ナヅチト謂イハス、女メガ名ナハクシナダヒメト謂イハスト、亦汝マタイマシノ哭ナク由ユハ何ナニゾト問トヒ給タマヘバ、答マ白コス、我ワガ女メハ本モトヨリ八稚女ヤマトメアリキ、是コニコシノ八マタヲロチナモ年トシ毎トニ來キテ喫クワナル、今イマ其ソノ來キヌベキ時トキナルガ故ユニ泣ナクト、スナハチ其ソノ形カタチハ如何サマニカト問トヒ給タマヘバ、答マ白コス、彼ソレガ目メハ赤アカカガチナシテ、身ミ一ヒトツ

ニ八頭八尾アリ、亦其ノ身ニ蘿マタ檜楡生ヒ、其ノ長サ谿八谷、
峽八尾ヲ度リテ、其ノ腹ヲ見レバ悉ニ常血爛レタリト。

註釋

ヤラハエテは追ヒヤラレテの古語。

肥河 は今の斐伊川、源を船通山に發し、北流して宍道湖に注いで居る。

鳥髪地 は、船通山の麓、船通山はもと鳥髪山と云ふ。

ハシ は長い木材で、即ち人手のかゝつたもの、之に依りて河上に人ありと思は

れたるなり。

マジ上リ マギは求ムの古語、捜し求めて河を上られたるなり。

國神 は地方守護の神にて、天神即ち高天原・帝都の守護に對して云ふ。

足ナヅチ のツチはチチの轉で、チ(靈)の疊みかけ、靈神の義で、ナはノの轉で、

合せて足の靈又は今の詞に譯すれば足の權化と申す程の事で、即ち老人は終生足で

働き詰めた足の權化又は足の化身、又は足で奉仕された老人と云ふ名で、婦人の名

は同じく手ナヅチ即ち手の權化手の奉仕者で、謂はゞ男は外で、女は内で裁縫洗濯
膳立て等で一生終始した、即ち男女の別が此の時には全く明かになつて居つたので
ある。

クシナダヒメ クシは奇にて靈妙又は奇異の意を現はす古語、ナダはイナダ(稻

田)の約なり、クシイナダ姫は即ち田や畑に働く田舎娘との事、田舎娘ではあるが、

天與の美貌誠に靈妙不可思議な程であると申す意で奇と云ふのである。

八稚女 は八人の小娘をもつて居つたこと。

コシ は越にて一山越えて彼方のこと。

ハマタ は八峽にて山八つ、谿八つありて八つの谿から八つの谿流が流れ出て、

肥の川に注ぐ所。

ヲロチ はオロチの轉にてオロはオロカモノ(愚者)、オロソカ(疎忽)、オロ／＼

スル(落着かぬ)引いてはホロツク(放浪する)等のオロ又はホロにて浮浪の徒と

申すこと。チは前述同様、靈長又は首長の義にて、浮浪の徒の親分なり、良民を

虐ぐる悪黨なり、之を誤り語り傳へてヲロチ即ち大蛇とせるなり、昔も今も最も恐ろしきものは大蛇である故。

赤カガチ 赤く輝くなり、又カガチは今のほ、づきの古語。

身一ツニ八頭八尾 は浮浪者八人一組になり。各親分八人、子分八人ありと云ふこと。八は大數を云ふ。

其ノ身ニ蘿マタ檜楡生ヒ は體中熊の如くに毛深かであるとの形容。

谿八谷 峽八尾 とは、谿も峽も同じこと之を繰返したるなり、浮浪組の八首領は其々八つの谿に分れて占居し、巢を喰うて居るとなり。

常血爛レタリ とは體中血だらけとの事、即ち狩りして野獸を屠り、又喧嘩殺生する爲めである。

古事記本文

故速スサノ男命其ノ老夫ニ詔給フニ、是汝ノ女ナラバ吾ニ奉ラムヤト、恐ケレド亦御名ヲシラズト答白セバ、スナハチ答ヘ詔ヒキ

古事記本文

吾ハ天照大御神ノイロセナリ、故今天ヨリ降りマシツト、ココニ足ナツチ、手ナツチノ神白シキ、然マサバ恐シ奉ラムト。故速ス

サノ男命乃チ其ノ童女ヲユツ爪櫛ニ取リナシテ、ミミヅラニ刺シテ、其ノ足ナツチ、手ナツチノ神ニ告リタマハク、汝等八鹽折ノ

酒ヲ釀ミ、且廻垣ヲ作り、其ノ垣ニ八門ヲ作り、門毎ニ八棧ヲ結ヒ、其ノ棧毎ニ酒船ヲ置キテ、船毎ニ其ノ八鹽折酒ヲ盛りテ、待

テヨト宣リ給ヒキ。

註釋

イロセ のイロは親しみの詞、セは女より見て男の尊稱、兄夫、又弟をも指す。

天ヨリ降り は都(帝都)より鄙に降られたとの事。

ユツ爪櫛 のユツは五百箇の約、齒の澤山ある小櫛。

ミミヅラ は耳蔓にて髪の一部を耳の前に取り分けて耳飾りの様にし之に爪櫛を

刺さして新婦の装ひをさせ浮浪の徒の手出しの出来ぬ様に装ふなり。

第三十章 オロチ討伐

一六一

八鹽折リノ酒 八鹽のシホは潮にして幾度も繰り返すなり、折りは折り返して醸すなり、即ち酒をつくりて之を搾り其の汁にて又酒つくり又搾りてつくり幾回も繰り返したる強き酒なり。

釀ミ は嚙ミにて米を嚙みて酒つくること、今の酒釀すの語原なり。

廻垣 とは住居の周圍を取り巻いて牆壁を作り、其の牆に八ヶ所の門を作り、門の内側に八つの棧敷(酒置く臺)を作り、其の臺毎に酒船(木にて船形にくり酒の容器)を置き、船毎に酒を入れて待てよとの事。

古事記本文

故告リ給ヘル隨シテ斯ク設備ヘテ待ノ時ニ其ノ八マタヲロチ信ニ言ヒシガ如來ツ、乃チ船毎ニ己頭ヲ垂レテ其ノ酒ヲ飲ミキ、是ニ飲ミ醉ヒテ留リ伏シ寢タリ、乃チ速スサノ男命其ノ御佩セル十拳劔ヲ拔キテ其ノヲロチヲ切り散リ給ヘバ肥河血ニ變リテ流レキ、其ノ中尾ヲ切り給フ時御刀ノ刃毀ヌ、乃チ怪シト思シテ御刀ノ前

以テ刺シ割キテ見ソナハシシカバ、ツムガリノ大刀アリ、故此ノ大刀ヲ取ラシテ異シキ物ト思シテ天照大御神ニ白シ上ゲ給ヒキ、是ハ草薙之大刀ナリ。

註釋

中尾とは中男にして、賊中の長なり、其の腰に佩いて居つた太刀に切當りたるなり。ツムガリ とはツムリギリ(頭首切り)の約にて、よく切れる太刀の意。

古事記本文

故是ヲ以テ其ノ速スサノ男命宮ツクルベキ地ヲ出雲國ニ求ギ給ヒキココニ須賀ノ地ニ到リマシテ詔リ給ハク、吾此地ニ來マシテ、我御心スガクシト詔リ給ヒテ、其地ニナモ宮作りテ坐マシケル、故其地ヲバ今ニ須賀ト云フトゾ、コノ大神初メ須賀宮ヲ作ラシシ時ニ其地ヨリ雲立チ騰リキ、故御歌ヨミシ給フ、其ノ歌ハ八雲タツ、出雲八重垣、妻ゴミニ、八重垣ツクル、其ノ八重垣

ヲ。(下略)

註釋

八雲タツ とは八重雲たつ、即ち濃厚なる黒雲が立ち籠めたとの事。

八重垣 とは新婦の爲めに造られた宮の周圍に繞らす垣根、之を七重八重に密に

造るなり。

妻ゴミ コミは今の込にて前述の新婦の爲めの宮なり。

通解及教訓

スサノ男ノ命は神追はれて出雲に降り、肥の河邊に立たれた時、河上より長い丸太が流れ來たのを御覽ありて、人戀しさに堪させられず、直ちに川上に上られた時、泣く聲聞え云々、怪しと思召されて問はれ云々、其の時素性の賤しからざる、國つ神(國守)の御子の、併も正直に足の力の續く限り、手の力の續く限り働き抜いた足ナツチ、手ナツチの祕藏の一人娘の田や山に働く小娘ではあるが、如何にも怪まる程不思議にも美しい、奇稻田姫が、今にも山賊の爲めに奪ひ去られんとして居る

智仁勇

様に同情せられて智仁勇の三徳を御現はしになり酒で誘ひ、さしも獍猛な八人組の山賊を撃ち平げて、其のツムガリ(頭首切り)の太刀を得られて、之を大御神に獻上し、之れが後に草薙の太刀と名づけられたのである。扱て命は後に奇稻田姫を見合ひせられて、出雲の國、須賀に宮作りをせられし其の時、御宮の周圍に八重垣(密な垣根)を作らせられようとした時に、偶々八重雲が急に下り來つて、お宮を閉ぢ籠めて八重垣作らぬ先きにハヤ雲の八重垣が出來たワイと仰せらるゝ様な氣輕な御氣分で

八雲立つ出雲八重垣妻ごみに
八重垣つくる其の八重垣を、と歌はせられた。

命は誠に文武兼備で、武くやさしく、又向ふものは鬼でもひしぎ、従ふものは赤兒の如く慈み、其の御稜威にて出雲地方を御平定になり、御子大國主の神の御代に至りて平定したる御國をニニギノ命御降臨の際にめでたく御國奉獻となつて天下統一の基をつくられたのは全くスサノ男ノ命の大御業であられたのである。

文武兼備

第三十一章 我ガ御子ノ知ラサン國

古事記本文

天照大御神ノ命以テ、豊葦原ノ、千秋ノ長五百秋ノ水穂ノ國ハ我
 御子正勝吾勝勝速日天ノオシホミミノ命ノ知ラサン國ト言ヨサシ
 賜ヒテ天降シ玉ヒキ、是ニ天ノオシホミミノ命、天浮ハシニタタ
 シテ詔リ玉ハク、豊葦原ノ千秋ノ長五百秋ノ水穂國ハ、イタクサ
 ヤギテアリケリト告リ玉ヒテ、更ニ還リ上ラシテ、天照大御神ニ
 マヲシ玉ヒキ、爾高ミムスビノ神、天照大御神ノ命以テ、天安河
 ノ河原ニ、八百萬神ヲ神集ニ集ヘテ、思兼神ニ思ハシメテ詔リ玉
 ハク、此ノ葦原中國ハ我御子ノ知ラサン國ト言ヨサシ賜ヘル國ナ
 リ、故此國ニチハヤブル荒振國神等ノ多アルトオモホサクヲ、是
 何レノ神ヲ使ハシテカ、言ムケマシトノリ玉ヒキ、爾ニ思兼神

マタ八百萬神議テ、天ノホヒノ神、是レ遣ハシテムト白シキ、故
 天ノホヒノ神ヲ遣ハシツレバ、ヤガテ大國主神ニ媚ビ附キテ、三
 年ニ至ルマデ、復リマヲサザリキ。

註釋

豊葦原の豊は十節で、節をヨと云ふ、其のヨの十もあることで、多いとか、澤
 山とか、又盛んとかの意味をあらはす詞、葦原は高天原の高原に對して低濕の土地
 で、謂はゞ日本は海岸が多く濕地が多く、葦が澤山に生えて居る土地柄であるから
 其れが日本全國を指すことになるのである。

水穂國は陸稻に對して水稻の繁茂する國と云ふこと。瑞穂と書くは後世の書き
 振りである。

千秋の長五百秋ノ水穂國とは千年も萬年も何時迄も澤山に米の出来る國と申す
 こと。

正勝吾勝勝速日天ノオシホミミノ命は略々前述せるも、又後詳述。

知ラサン 是足入らさんにて往いて治むべき國、天降シは都を離れて僻に降らるること、天浮橋は御召し用の筏舟のこと、共に前出。

イタクサヤギテ は甚しく擾れて居ること、サヤギは竹の葉の風にサヤグとかソヨグとか、又私語とかと同類の詞で物の音から出て穩ならぬこと。

チハヤブル は道速經るにて、フルは經又は古と同義、經てば早い古い昔と申すことで、神なる詞の枕詞である。チハヤブル金の三崎、チハヤブル宇治、チハヤブル賀茂などと申すも、金の崎、宇治、賀茂の神の意味で、神の字を略する場合もあると知るべきである。

荒振國神 アラは和に對する荒で、不穩の意、フルは働き詞、國神は天神に對して地方轄居の首長である。

サハアルトオモホサクヲ は澤山あると思ほすを、と申すこと、サクはヌの延長。言ムケマシ の言ムケは言葉かけること、マシは希望の詞、一言云ふて警しめてみようか、との仰せ。

天ホヒノ神 ホはホノノぐ (明ける)、焰(火の穗)などのホと同類の詞で、光り、明るい、盛んな意味の美稱。

通解 こゝに天照大御神の仰せらるゝのには、水邊濕地が多く、從つて葦も澤山あり、又自然發生の水稲も澤山あり、何年經つても絶ゆる時なき、此の千秋の長五百秋の水穗の國は、我御子天ノオシホミミノ命の往きて治めらるべき國であると仰せられて、命を帝都を遠くあとに、地方に御降しなされたのである。其所でオシホミミノ命は天浮ハシ、即ち海に浮べられた御召筏の上に立たせられて仰せらるゝのには、豊葦原の水穗の國は今や平和ではなくして、甚だ不穩である。之れは何とかせねばなるまいと仰せられて、再び都に返り上ぼらせられて、天照大御神に復命せられたのであつた。其所で例によりて國家の一大事には常に遊ばさるゝ如く、天安河の河原に文武百官高德知識を御集めになつて、思兼神にもよく考慮せしめて天照大御神の仰せらるゝのには、高ミムスビノ神より既に此の葦原中國は吾が御子の往

いて治めらるべき國と仰せられた國である。然るに此の國には民に讎なす又都に背く様な荒ぶる神が澤山あると思はるゝを、今何れの神を遣はして、言むけ即ち言ひ聞かせ警しめようかと仰せられた。其所で思兼神又文武百官、高德知識と御相談あつて、天ノホヒノ神を遣はされたら如何かと白し上げた。其所で天ノホヒノ神を御遣はしになつたら、ホヒノ神はやがて大國主神に媚びつきて、三年になつてもまだ復命せられなかつたと申すことである。

教訓

斯くして日本國は昔は國の名が千秋の長五百秋の水穂國と呼ばれた如く、五穀豊饒人民勤勉で食物の豊富な國であつた。秋とか年とか云へる詞は皆食物のことである。秋は天明で天高く星明かに、又五穀蔬菜果物のよく稔る時で、自然食を指すので、年はトシで、トは富、豊のトで十分の意、シは稻、穴、飯(御食)汁、等のシで之れも食のことで、食物は大抵年一回收穫せらるゝので、之れが收穫又は歲月の意味をも現はす様になつたことであつた。明かなる様に、我が國は實に千年萬年食足り

豊饒勤勉
の日本

人強き國であつたことが自から分るのである。其れが今日の様に、國が立派だが貧乏だと云ふ様になつたのは人の怠りと、虚榮浪費の爲めに無駄することが多くなつたからである。無駄さへ省いて勤勉すれば富まないことのない國で、何所一つ缺點のない國であることを覺悟して國民夫々奮勵しなければならぬことが教へられる。

次に天ノオシホミミノ命の御歸りになつたのは荒ぶる神が澤山居つては國の一大事であるにより必ず御報告又は御復命せられなければならぬ事を御實行なされたので、又宣戦布告と和議締結は必ず天皇の御大權で遊ばすことは此の時代よりとくに定まつて居つたことを明かに教へらるゝのである。次に民に寇し國に背くものは干戈に訴ふる前に先づ言むけ柔すべきことも此所に教へられてあるのである。而して此の國使の重任を受くるものは八百萬の神の總意で天照大御神に申し上げて御裁可を受けて後に命ぜられたもので慎重審議せられたことも教へらるゝのである。次に軍の前の言むけは唯一回で目的を達せなければ又第二回、又其れでも駄目であつたら又第三回にと、念には念をつかはれたことも教へらるるのである。

第三十二章 同上續き

古事記本文

是ヲ以テ高ミムスビノ神、天照大御神、亦諸ノ神等ニ問ヒ玉ハク
 葦原中國ニ遣ハセル天ホヒノ神、久シク復リ申サズ、亦何レノ神
 ヲ使ハシテバ吉ケム、爾ニ思兼神申シケラク、天津國玉神ノ子、
 天若日子ヲ遣ハシテムト白シキ、故爾ニ天マカコ弓、天ハハ矢ヲ
 天若日子ニ賜ヒテ遣ハシキ、是ニ天若日子、其國ニ降リツキテ、
 即チ大國主神ノ女、下照姫ヲメトシ、亦其國ヲ得ムト思ヒハカリ
 テ、八年ニ至ルマデ復リ申サザリキ。(下略)

註釋

使ハシテバ吉ケン のテバは(遣ハシ)タナラバの古語、エケンにはヨカランカの古語。

天マカコ弓 は眞鹿子弓にして鹿を射る、獵に用ふる弓。眞は美稱にして精工を

意味し、天は最敬語にて御物の弓と申す意。

天ハハ矢 は羽々矢にして矢竹に羽を装ふた良き矢、當時は普通の矢は眞直な木
 や竹だけで、羽を装ふてなかつたと思はる。

メトシ は夫人とするなり。

通解

先きに大國主命に向けて御使にたてられた天ホヒノ神が三年経ても御歸りのな
 い爲めに、御祖の神高ミムスビノ神の御詔を體して、天照大御神亦諸々の神等に問
 ひ給ふのには、『天ホヒノ神久しく復り申さず、亦何れの神を使はしたならば宜しか
 らうか』と仰せられたので、こゝに思兼神の申さるゝのには、天津國玉神の御子
 天若日子を御遣はしになつたならばと申し上げたので、そこで御物の、鹿を射る御
 獵用の弓と、羽を装ふた善き矢(マカコ弓、ハハ矢)とを天若日子に賜ひて遣はさ
 れた。そこで天若日子彼の國に降りつきて大國主神の女下照姫を娶られて、其の國

を譲り受けんと思ひはかりて又八年立てども復られなかつたと申すことである。

教訓

斯くして神は御祖の神の大詔は決して之を御忘れになることなく、明けても暮れても又何年立つても『この夕、ヨヘルノ國（即ち海に圍まれた島と云ふ島、國と云ふ國）を修理固成せ』と高ミムスビノ神の仰せを御守りになつて御盡瘁なされたことは畏しきこと、九千萬の國民の總ても亦之を忘れてはならぬこと、即ち農家の鋤鎌を執るのも其國をつくりかためなす爲めの尊き神の御業を御翼け申し上げて居ること、決して唯稔りを多くして自分が安樂しようと思ふ爲めではない。併し神の御業を御翼け申し上ぐる積りで働けば必ず神の冥助があつてよく稔るの、其れで安樂を得るならば、其れは神の御恵みの現はれであるから、一層勤勉して各々其の業に勵むべきで、之を天業翼賛と申すべきで、大工の釘一本打つものにも之れが天業翼賛と思ふて大事に打ち、完全に打つ様にする。左官の鍔一つ撫るものも之れも夕、ヨヘル國つくりかためなすのだと思ひ慎しんでするのである。商人の

釘一本打つにも

職業神聖

物を賣り買ひするのにも唯儲けをするのみではない。天業翼賛の爲めに有り餘つて居る所から買ひ、欲しがる人に成るべく安く之を賣るのである。官吏公吏も其の爲め、軍人警官も其の爲め、醫師も看護婦も其の爲め、教員も神官も僧侶も、之れを子供に又人民に教へ傳へるのである。召使も、汲み取り屋も、埃拾ひも、掃除人も皆其の爲めであるから、何れも皆尊き仕事で、一つとして賤しき仕事はないのである。況んや大臣大將、高位高官、大學教授、國會、市會、縣會、區會、町會、村會議員に於ておやである。各々私利我慾を離れて、其の立場々々で天業翼賛に努むべきである。

扱て此の國の大事を遂行せられんとして天照大御神は天ノオシホミミノ命を御遣はしになり、又荒ぶる國つ神の數々を歸順せしむる爲めに天ホヒノ神を遣はされたが三年立つても歸られない。そこで又文武百官八百萬の神の總意を御採用になつて天若日子を遣はされたが、之れも八年立つても歸らない。其の次には更に人選せられて武ミカツチノ神を御遣はしになる段取りとなるのである。

人を天下に求む

斯かる大事の時に臨まれても決して御急ぎにならぬ所に吾々は教へられねばならぬのである。三年立てもまだいかぬ。八年立つてもまだいかぬ。品を變へ手を變へ人を換へても遂には目的を達せずには置かぬ。又決して始めから彈壓手段によられな

いで、常に誠心誠意、恭順主義を御取りなられたことにも注意すべきである。然るに唯短兵急に鐵血手段によることのみを主義としてもいかず、又優柔不斷であつてもならぬ。唯々神意奉行によつて大事でも小事でも遂げ行かなければならぬのである。

茲に又注意すべきは天照大御神の併も御祖の神の御命令によりてせらるゝこととてさへ、色々の支障の起ることがあるもので、三年立てども又八年立てども埒があかぬことがある。其れも亦御祖の神の御心にあるので、其の中には萬事がよく圖にはまる様に熟して來るのである。其を今日の人の様に自分の一生の間になどと云ふて慌てゝはならぬのである。楠公の志業でも五百三十年後の明治維新に至つて初めて成就せられたのである。現今の東洋の問題でも慌てゝはならぬのであり。併して怠つてはならぬのである。

第三十三章 建御カヅチノ男神

古事記本文

是ニ天照大神ノ詔リ玉ハク、亦イヅレノ神ヲ遣ハシテバエケム、爾兼思神、及諸神等白シケラク、天安河ノ河上ノ天岩屋ニ坐ス、名ハイツノヲハバリノ神、是レ遣スベシ、若亦此ノ神ナラズバ、其神ノ子、建御雷ノ男神、此レ遣スベシ、且其ノ天ノヲハバリノ神ハ天安河ノ水ヲ逆マニセキ上ゲテ、道ヲセキ居レバ、他神ハ得行カズ、故別ニ天カクノ神ヲ遣ハシテ問フベシト白シキ、故爾ニ天カクノ神ヲ使ハシテ、天ヲハバリノ神ニ問フ時ニ、恐コシ仕ヘ奉ラムト答シテ、然レドモ此道ニハ、僕子建御雷神ヲ遣スベシト、乃チタテマツリヌ、爾天鳥船神ヲ建御雷神ニ副ヘテ遣ハシキ、是ヲ以テ此ノ二神、出雲國イナサノ小濱ニ降リツキテ、十掬劔ヲ拔

キテ浪穂ニ逆ニ刺シ立テテ、其ノ劔ノ前ニ跌坐テ、其大國主神ニ
 問ヒ玉ハク、天照大御神、高木神ノ命モチテ問ヒニ使ハセリ、汝
 ガウシハケル葦原中國ハ、我御子ノ知サム國ト、言ヨサシ賜ヘリ、
 故汝心イカニゾト問ヒ賜フ時ニ、爾チ答ヘマツラク、僕ハ得白サ
 ズ、我子八重コトシロ主神、是レ白スベキヲ、鳥ノ遊スナドリシ
 ニ御大ノ前ニ往キテ、未ダ還リ來ズトマヲシキ、故爾ニ天鳥船神
 ヲ遣ハシキ、八重コトシロ主神ヲ徵シ來テ、問ヒ賜フトキニ、其
 ノ父ノ大神ニ語ゲテイハク、恐シ此國ハ天神ノ御子ニ立テ奉リ玉
 ヘトイヒテ、即チ其船ヲ踏ミ傾ケテ、天サカテテ、青柴垣ニ打成
 シテ隠リマシキ。

註釋

白シケラク は白シケルノ延長語。
 天岩屋 は天安河上の高い所にある岩屋、即ち絶壁の洞窟の事。

イツノヲハバリノ神、イツノヲは嚴ノ男にして威嚴ある方の稱、ハバリは放、又

は屠に通じ勇猛にして悪を追ひ、邪を屠る神。

建御雷ノ男神 は武御嚴ツ爺ノ男神にして、武く嚴めしいと申すこと、爺ノ男は

男性の美稱。

天カクノ神 天は高天原に奉仕せる神の尊稱、カクは鹿子なり、男鹿の如く高い

山坂を敏捷に上下する力ある神なり。

天鳥船神 天は前述の如し、鳥船は早船なり、堅牢にして早く漕げる、楠の獨

木舟、即ち飛脚用のものにて、之を巧みに漕ぐ司の神の名。

イナサノ小濱 イナサはイササの轉との説もある。之れは地名ではない、イササ

は五十鈴と云ふが如く、イは接頭語で、ササ又はススは音響の形容で、ササは水の

音なり、即ち後段にある御大の岬に擁はれて大浪の來ない、唯サ、波の立つ、小な

る濱邊なり、靜かにして船の出入りに便なり。因に又大國主神が少彦名命に逢は

れた所もイササノ小汀と云はるるが、同一場所であるやら、又別の場所でも差支が

ない。何んとなればイササノ小濱は固有名詞でなく、普通名詞（ササ波の寄る濱と見るからである。従つて所在地名の穿鑿などの必要はない。

浪穂云々 は浪打つ岸の水際、其所に劍を刺し立て、其の劍の前に、即ち海と

劍を後にして座を占められた。目的を達せざれば生きて歸らざる決心を示すなり。

高木神命モチテ 高木神は個有名詞でなく普通名詞で高きヒモロギに御祭りし

てある御祖神、八百萬神を申すのである。

ウシハク は押別の轉との説あり、抑へて別け捌くこと、即ち統轄の字に當るな

り。

知ラサン は足入サンで行幸されて治めらるゝ國と申すことである。

八重コトシロ主神 八重は澤山又は大層と云ふ事、コトシロ主は言（又は事）知の

大人と申すこと、即ちよく物の道理のおわかりになる神と申す義、即ち『此の國は

直ちに天神の御子に獻るべし』と答へられた方であるからである。

鳥ノ遊ビスナドリ は鳥を捕つたり、魚を漁つたりして遊び行いて居らるること。

御大ノ前 はイナサの小濱を擁して大きく海中に突き出て居る岬のこと、此の岬

によつて灣が出来て、其の御蔭によつて波風静かな小濱の港が出来て居るのである。

天逆手 天は首府、逆手は坂方で、坂のある方と云ふこと、即ち今日で申す東京

の『山の手』と云ふに同じ。

青柴垣は 青柴垣即ち生垣である。

打ち成ス の打ちは接頭語にして又強め詞、成スは造ること。

隠リマシキ 隠遁して世に出られぬこと、即ちコトシロ主神は國の外には一步も

出ないと決心し、舟を踏み傾け、山の手の方（サカテ）に青柴垣を廻はし草庵を結ん

で隠退されたこと、然るに史家は之を入水して死なれたと見るは誤りなり。

通解

斯くして天ホヒノ命も三年立つても歸らず、天若日子も八年立つても歸らざるに
より、天照大御神は次には誰を遣はすべきやを思兼神及び諸々の神に問はせられ
たにより、此の度は天安河の河上の絶壁の岩屋に住んで居らるゝイツノヲハバリ

ノ神（嚴の男屠の神即ち惡を追ひ邪を屠るの神）又は其の神の子建御雷ノ男神（武御嚴ツ爺ノ男ノ神）を遣はすべしと申し上げた。其の上此のイツノヲハバリノ神は天安河の水を堰き上げて行通を塞ぎ居らるゝにより、他人は行き得ない。其所で特に山嶽跋涉に得意な天カクノ神を遣はされて神に問はしめられた時に、神は大詔を畏みて仕へ奉らん、併し此の道には我が子建御雷神を遣はすべしと答へ奉られた。其所で此の度の御使には建御雷神に天鳥船神（飛脚船の司の神）を副へて遣はされた。茲を以て此の二柱の神は急ぎ出雲の國の波靜かな小濱に着きて十掬の劍を抜いて水邊の波打つ際に衝き立て、之を後楯にして座を占め背水の陣の覺悟をきめて、話しかけられた。祖神の神救に基いて天照大御神は、汝が統轄せらるゝ葦原の中つ國は吾が御子の幸いて治むべき國であると仰せられたに依つて此の國を獻つるや、汝が心如何にと問はせられた、即ち答へ奉るのには、老いては子に従ふの道理で、我が子八重コトシロ主神の所存次第に任かせたいのであるが、今彼れは鳥や魚を取りに御大の崎に往いて不在であると申された。其所で急ぎ天鳥船神を遣は

背水の心構ひ

歸順の大

して八重言代主神を徵し來て之を問はれた時に、其の父の大國主神に告げて申さるるのには、畏し此の國は天神の御子に獻り給へと素直に申されて、其より以後は身を謹まれ、船を傾けて山の方に青柴垣を繞らした草の庵の内に籠つて靜かに隱退せられたのである。

教訓

斯くして神の大詔は遅い速いがあつても必ず立派に達成せらるゝものであることを信じなければならぬ。其れから山の奥、海の涯まで適材を求めねばならぬこと、即ち嚴ノヲハバリノ神、建御雷の男神は誠に適任であられたこと、又葦原の中つ國も、又國中の財寶も、又國中の人の生命迄も皆天つ神の御子の御所有であるにより、御仰せに従つて一切を無條件で皆神に獻ぐべきものであることを、代々かけて人は忘れてはならぬのである。

神意達成

第三十四章 國土返上

古事記本文

故爾カレニ其ソノ大國オホクニ主神ヌシノカミニ問トヒ玉タマハク、今イマ汝子ナガココトシロ主神ヌシノカミ此カク白マロシ
 ス、亦マタ白マロスベキ子コアリヤト問トヒ玉タマヘキ、是コニ亦マタ白マロシツラク、亦マタ我アガ
 子コ建タケミナカタノ神カミアリ、此コレヲオキテハナシ、此カク白マロシ玉タマフヲリシ
 モ、其ソノ建タケミナカタノ神カミ千引石チビキイハヲ手末タナエニササゲテ來キテ、誰タレゾ我國ワガクニ
 ニ來キテ忍シヌビ忍ク此カク物言モノイフト言イフ、然シカラバ力競チカラクラバセム、故カレ我先ワレマツソ其ソノ御手ミテヲ
 取トラムト言イフ、故カレ其ソノ御手ミテヲ取トラシムレバ、即スナハチ立冰タチヒニ取トリ成ナシ
 亦マタ劍ツルギ又ギニ取トリ成ナシツ、故カレ懼オソレテ退シリキ居ヲリ、爾コニ其ソノ建タケミナカタノ神カミ
 ノ手テヲ取トラムト、乞コヒ歸カヘシテ取トレバ、若ワカ葦アシヲ取トルガ如ゴトクシテ擲ツカミ批ヒシ
 ギテ投ナゲ離ハナチ玉タマヘバ、即スナハチ逃ニゲ去イニキ、故カレ追オヒ往ユキテ科野國シナヌクニノス
 ハノ海ウミニ迫セメ到イリテ、殺コロサムトシ玉タマフ時トキニ、建タケミナカタノ神カミ白マロシ

ツラク、恐カシコシ我アヲナ殺コロシ玉タマヒソ、此コノ地トコロヲオキテハ他處アダシトコロニ行ユカジ、
 亦マタ我アガ父チ大國オホクニ主神ヌシノカミノ命ミコトニ違タガハジ、八重ヤヘコトシロ主神ヌシノカミノ言コトニ違タガハジ、
 此コノ葦原中國アシハラノナカツクニハ天神御子アマツカミノミノ命ミコトノマニ、獻タテマツラントマヲシ玉タマヒキ。
 故カレ更サニ且マタ還カヘリ來キテ、其ソノ大國オホクニ主神ヌシノカミニ問トヒ玉タマハク、汝子ナガコ等ドモコトシロ
 主神ヌシノカミ建タケミナカタノ神カミニ神カミハ天神御子アマツカミノミノ命ミコトノマニ、違タガハジト
 白マロシス、故カレ汝心ナガココロイカニゾトヒタマヒキ、爾コニ答コタヒ白マツラク、僕子アガコ
 等ドモニ神カミノ白マロセルマニ、僕アレモ違タガハジ、此コノ葦原中國アシハラノナカツクニハ命ミコトノマニ
 マニ既スデニ獻タテマツラム、唯タマ僕住所アガスミカヲバ、天神御子アマツカミノミノ天津日繼アマツヒツギ知シメサ
 ム、トタル天ノ御巢アマノミナシテ、底ソコツ石根イハネニ宮柱ミヤバシラフトシリ、高天原タカマノハラニ
 氷木ヒギタカシリテ治ヲサメ賜タマハバ、僕アハ百足モ、タラズ八十ヤソ垵手クマデニ隠カクリテ待サモラヒ
 ナム、亦マタ僕子アガコ等ドモ百八十モ、ヤソ神カミハ、即スナハチ八重ヤヘコトシロ主神ヌシノカミ神カミノ御尾前ミヲサキ
 トナリテ仕ツカヒ奉マツラバ、違タガフ神カミハアラジ、此カク白マロシテ乃スナハチ隱カクリマシ
 キ。(下略)